

## 茨城県石下町本豊田地区における 生活形態の変容

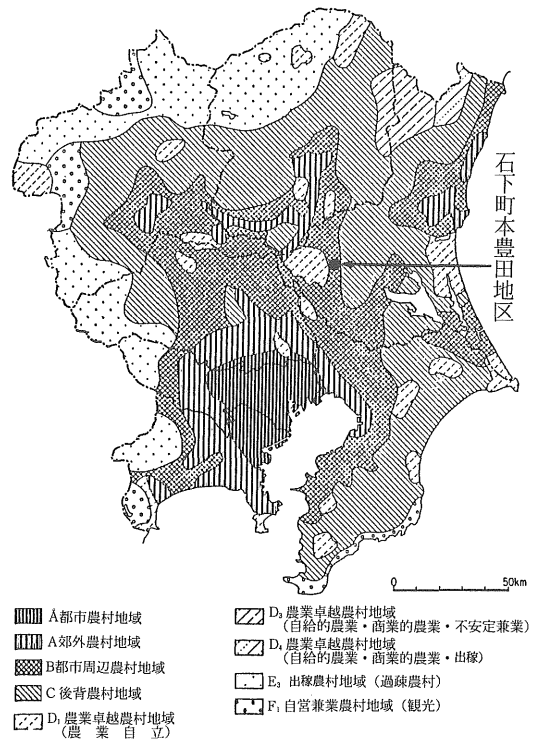
山本 正三・田林 明・小田 宏信・林 秀司  
原田洋一郎・吉村 忠晴・上木原静江

### I はしがき

現代の日本の農村は場所により地域により極めて多様であるが、景観や就業構造の地域差を整理すると、性格が類似した農村が基本的には都市を中心に一種の圏構造をなして分布していることが知られている<sup>1)</sup>。このような状況が最も明確にみられるのが関東地方であり、農家の農外就業の差に着目した山本正三らによると<sup>2)</sup>、東京都心から周辺に向かって(1)都市農村(高度通勤兼業・不動産経営・都市農業)、(2)郊外農村(高度通勤兼業)、(3)都市周辺農村(通勤兼業)、(4)後背農村(日雇兼業)、(5)出稼農村(出稼兼業)の順に配置され、さらに条件の良い場所に農業卓越農村(専業農業)や自営兼業卓越農村(自営兼業)が点在している。

関東地方の農村は、東京との社会・経済的遠近関係によって強い影響を受けるが、これと類似の形で地形や気候などの条件が配置されているため、関東地方では同心円的構造が一層明瞭になっているという<sup>3)</sup>。

この報告で取り上げる茨城県石下町本豊田地区は東京都心の北東 50 km に位置しており、すでに述べた山本らの類型によると、都心からの第 3 帯に属する通勤農村である(第 1 図)。この地帯の一般的性格としては、景観的には農村の色彩が強く、農業の生産性も高い。経済の高度成長による農外就業機会の増大、農業の機械化や基盤整備事業の実施による農業の省力化、そしてモータリゼーションによって兼業化が急速に進み、恒常的



第 1 図 関東地方の農村空間区分と研究対象地域の位置  
(『日本の農村空間』より引用)

通勤兼業によって特徴づけられる。

また、伝統的に、関東の農業地域は、水田二毛作が卓越する西部と水田単作の東部に明確に分けられていた<sup>4)</sup>。現在の水稻品種からみても東西の差は明確で、西関東ではアキニシキや日本晴が、東関東ではコシヒカリが卓越している<sup>5)</sup>。しかし、かつての水田二毛作地帯は麦作の減少により、水

田単作地帯の様相を示すようになってきた。水田二毛作からみると、東関東と西関東の境界に位置する石下町一帯の水稲単作化の傾向も著しい。

石下町本豊田地区は小貝川右岸の自然堤防上の集落と畑と陸田、背後の沖積低地の水田からなる戸数146戸、人口641人（1990年2月1日現在）の村落である。1985年の農業センサスによると、本豊田地区の総農家数は105戸、そのうち約90%にあたる94戸が第2種兼業農家であった。総経営耕地面積は107haで、田の面積が99.6haと90%以上を占め、大部分の農家が稲作を主要経営部門としている。すでに述べたように、本豊田地区は基本的には関東の大都市外縁部の稲作農村と共通の性格をもっている。これに、周辺地区における多数の工業団地の造成、筑波研究学園都市の建設、常磐自動車道の開通や一般道路網の整備などを初めとする地域固有のさまざまな影響がかかり、本豊田地区に特徴的な変化もみられた。

この報告では、本豊田地区の生活形態の実態と近年の急速な変化を、村落の置かれた場所の条件とのかかわりに着目しながら明らかにする。その際に、農業的土地基盤の整備、土地利用と景観、農業を中心とした経済活動の変遷と実態、生活組織と生活行動といった4つの側面から分析を進めることにする。石下町史によると<sup>9)</sup>、本豊田地区は桓武平氏出自の豊田氏の根拠地として知られ、古くから開けたところである。豊田氏は平貞盛の曾孫多気重幹の三子である政幹を祖とし、12世紀初め頃から開発領主として豊田郡内の鬼怒川と小貝川の間を氾濫原を開拓し、しだいに勢力を拡大した。16世紀の終わりに豊田氏が滅び、現在の石下町域は、一時下妻の多賀谷氏の支配地となったが、江戸期には幕府の直轄領や旗本知行地に組み入れられた。江戸期には用排水路が整備され、低湿地や原野の開拓が進められた。現在の本豊田地区の北に隣接する豊田地区は慶長年間（1596～1615年）に、南の曲田地区は1612年（慶長17）に、さらに館方地区は江戸中期に開発されたといわれる。

1889年（明治22）の市町村制施行によって、本

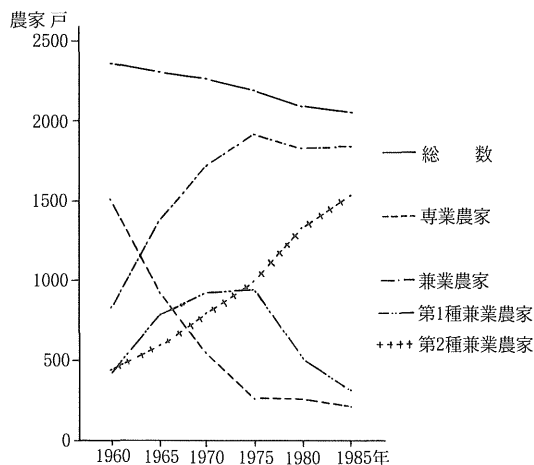
豊田地区は豊田、曲田、館方の各地区とともに豊田村となり、さらに1954年10月に豊田村は飯沼村、岡田村、玉村の一部とともに石下町に合併し、新制石下町の一部となり現在に至っている。本豊田地区の記述・分析を行なう前に、石下町全体の農業・農村の変遷と地域差について検討することにしよう。

## II 石下町における農業の変遷と地域差

### II-1 農業の変遷

石下町における経済の高度成長期以降の農業の変化を、主に各年次の農業センサスと既存資料をもとに検討した。その際、農家数と農家人口、土地利用、農作物を主な指標とした。

石下町において、農家数と農業人口は1960年から1985年の間に、それぞれ12.7%、農業人口は27.5%減少した。1960年から1985年の専・兼業別農家数の推移をみると、1960年から1975年までの時期と1975年から1985年までの時期に分けることができる（第2図）。専業農家数は1960年に1,511戸であったが、1975年に271戸へと著しく減少した。その後、1975年からは240戸前後で推移し、相対的に安定している。他方、兼業農家の変動傾向は対照的である。1960年から1975年までに、兼業農家は835戸から1,923戸に急増し、その後1985年の1,840戸へと減少した。このう

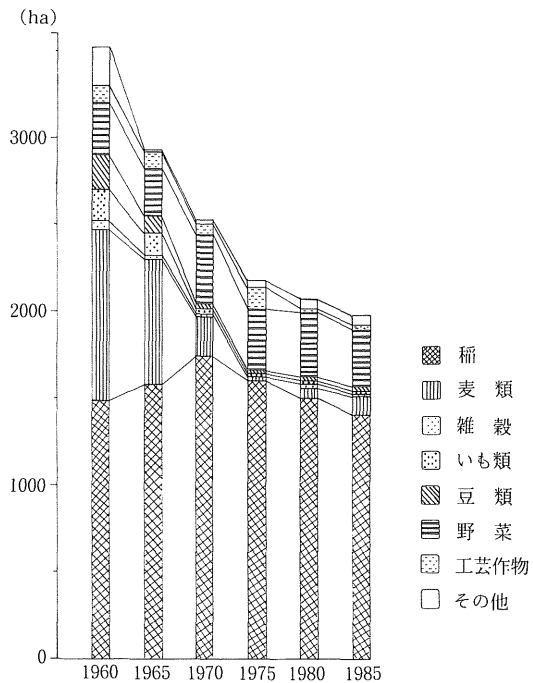


第2図 石下町における専業別農家数の推移  
（各年次の農業センサスより作成）

ち、第1種兼業農家は1960年から1970年までに416戸から918戸へと増加し、1970年から1975年にかけて大きく変化しなかったが、1975年からしだいに減少して1985年には311戸となった。またこの間、第2種兼業農家は常に増加しており、1960年の411戸から1985年には1,529戸になった。1975年以降石下町の兼業化はさらに深化していったことがわかる。また、兼業の増加とともに、基幹的農業従事者も1960年に5,936人だったものが、1985年には1,380人になり、1960年の4分の1弱に減少した。

石下町は鬼怒川、小貝川、飯沼川の各低地と鬼怒川、飯沼川に挟まれた結城台地からなっている。各低地は水田地帯となり、台地には浅い谷に沿って谷津田がみられる。このため、石下町の経営耕地のうち、田の占める割合は1985年に76%と高率であった。このような水田率の高さは、先に述べた兼業化の進展と大きく関係していた。すなわち、近年省力化が実現できた稲作を経営の中心とする農家が兼業に従事するようになっていったのである。1965年以降、石下町の経営耕地は減少し続け、1960年の2,438 haから1985年には2,082 haになったが、田の面積は増加している。これは、1965年から1970年間に普通畑と樹園地のかなりの部分が陸田に転換されたためであった。すなわち、田の面積は1965年に1,151 haであったものが、1970年に1,591 haとなり、440 ha増加した。同時期に、石下町の普通畑面積は1,048 haから669 haへと379 ha減少し、樹園地は82 ha減少した。1970年以降、田の面積は旧石下町で43 ha減少したものの、他の旧村ではほぼ同じ面積で推移している。これに対し、普通畑と樹園地は減少し続け、普通畑は1970年の669 haから1985年には439 haへ、樹園地は128 haから62 haとなった。このような耕地面積の変化は、兼業化の進展とともに、石下町の農業が稲作に特化してきたことを示している。

次に、石下町における収穫類別面積の推移をみてみよう(第3図)。それによると、総収穫面積は1960年の3,596 haから1970年に2,532 haとな



第3図 石下町における農産物収穫面積の推移(各年次の農業センサスより作成)

り、1985年に2,043 haと減少し続けている。特に、1970年までの減少が激しい。これは麦類、いも類、豆類の収穫面積が急減したためである。つまり、1970年以前にみられた水田での稲作と麦類の二毛作と、畑地での麦、甘藷、大豆、桑などの栽培を組み合わせていた石下町の伝統的な農業経営が大きく変化したことを意味している。

麦類の収穫面積は、1960年の991 haをピークに1975年まで減少し続けてきており、特に、1965年から1970年に710 haから240 haへと急減した。しかし、1975年以降麦類の収穫面積は、稲からの転作によって増加している。また、甘藷を中心としたいも類の収穫面積も、1960年の180 haをピークに1970年には25 haに減少した。同時期、大豆を主体とする豆類の面積も、同様な傾向を示した。

伝統的な作物が衰退していくなかで、1970年頃までに収穫面積が増加したのは、野菜類と稲であった。野菜類は1960年に285 haであったもの

が、1970年に403haへ増加した。主な作物はハクサイ(70.7ha)とスイカ(54.9ha)、キュウリ(22.4ha)であった。特に夏作のスイカ、冬作のハクサイを組み合わせる輪作体系は、八千代町を中心とするハクサイ産地で一般的なものであり、石下町でも広くみられた。石下町は1966年に秋冬ハクサイと夏秋キュウリの産地に、1968年に冬春キュウリの産地に指定された。このことを反映して、野菜類を販売第1位の経営部門にする農家は、1965年の93戸から1970年に215戸へ増加した。

稲の収穫面積は、1960年から1970年にかけて1,476haから1,734haに増加した。このため、稲が収穫総面積に占める割合も、1960年の41.0%から1970年に68.5%に拡大した。収穫面積の増加は、すでに述べたように、陸田の造成による田の面積の拡大によるものであった。陸田の造成は、沖積低地内の微高地や自然堤防といった灌漑用水を容易に得られる地域で進められた。

1970年以降、収穫面積の減少が稲と野菜類の場合においても始まった。野菜類の収穫面積は1980年に368haとなり、1985年に335haに減少した。主な作物は、スイカとハクサイ、露地メロンであり、露地メロンは、スイカの代わりに導入されたものである。野菜類の収穫面積の減少は、兼業化の進展によるものである。野菜類を販売第1位の経営部門にする農家は、1970年の215戸から1985年に181戸へ減少した。同時期、稲の収穫面積は1970年の1,734haから1985年の1,385haと350ha減少している。この減少は、米の生産調整によって栽培面積が制限され、さらに小麦や大豆、野菜への転作が奨励されたためであった。しかし、稲の収穫総面積に占める割合は、1985年に71.4%に微増した。この時期、圃場整備が進み、機械化が進展することによって、稲作の省力化が可能になった。同時に、稲作の受・委託栽培も拡大した。このことが、第2種兼業農家を増加させ、他作物の栽培を放棄させ、稲作の単作化を進めたのである。

次に、農業の機械化の動向をみてみる。1965年

以降、年間150日以上農作業に従事した農民は減少し、年間29日以下の農作業に従事した農民が増加した。このこととトラクター、田植機、乾燥機といった農業機械の増加傾向が対応している。トラクターをみると、1960年の耕うん機102台から1985年には2,807台へと増加した。また、田植機は1970年に27台であったが、1975年に607台、1985年に1,066台へ急増した。コンバインは、1970年の34台から1985年に558台となり、同時期、バインダーは87台から418台になった。また、1970年に496戸の農家が耕起、代かきを中心に作業を請負わせていた。委託栽培農家は、1980年に952戸と1970年のほぼ2倍になり、1985年に970戸となった。1985年現在、稲作を行なった農家の48.5%が委託栽培を行なっていた。

以上のことをまとめれば、石下町の農業は、1975年以前と以後に大きく分けられる。つまり、一貫して専業農家の減少が続く中で、1975年以降は第2種兼業農家のみが増加し、兼業の質的变化がみられた時期であった。いわば、1975年以降は兼業深化期と呼ぶことができよう。栽培作物の点からみると、兼業深化期は稲の収穫面積が減少し、転作物の増加がみられたにもかかわらず、より稲作単作化の傾向が強まった時期でもあった。これに対して1975年以前は、1965年を境にそれ以前を伝統的農業期、それ以降を稲作拡大期に分けることができる。1965年以前は、水田での稲と麦の他に、畑地で麦、甘藷、大豆などを組み合わせた伝統的な農業経営が行なわれていた時期であった。伝統的な農業は経営的に不安定で、より収益性の高い作物の導入が模索された。そのなかで、1965年以降伝統的作物に代わって、陸田が導入され、急速に普及していったのである。結城台地上の旧岡田村と旧飯沼村では地下水位が低く、灌漑用水が容易に得られなかったため、麦、甘藷、大豆の減少が遅れ、低地に位置する旧豊田村、旧玉村で早くみられた。同様に、野菜類の収穫面積の拡大は旧岡田村、旧飯沼村で、稲の収穫面積の拡大は旧石下町、旧豊田村、旧玉村でみられた。このように、低地と台地という自然条件の違いに

よって、石下町の農業は地域分化している。

## II-2 農業の地域差

石下町の農業の地域差を検討するために、専・兼業別農家数、農業人口、農作物、農業機械を取り上げ、農業集落を単位地区として分布図を作成した。1985年の農業センサスによれば、石下町全体で50の農業集落がある。

専・兼業別農家率の分布をみると(第4図)、専業農家率は最も高い集落で33%であり、他方、兼業農家率は最も高い集落で100%、最も低い集落で65%であった。専業農家率は旧飯沼村と旧岡田村といった飯沼新田から結城台地上に位置する旧村で高く、鬼怒川・小貝川低地の集落で低かった。また、兼業農家のうち第2種兼業農家は全体の83.1%を占めるが、旧石下町と旧豊田村の集落で高くなっているのに対し、低地のなかでも旧玉村の集落では第1種兼業農家の割合が高い。同様に、台地上の集落でも第1種兼業農家が多かった。農業専従者の全農業人口に対する割合はわずか14%に過ぎないが、石下町の南西部の一部、北西部、そして西部で34~43%と高い値がみられる。

経営耕地についてみると、田の面積が全経営耕地面積の76%を占め、畑地率は21%に過ぎない。水田率は自然条件を反映し、鬼怒川・小貝川低地の集落では76~95%と高い値を示す。また、飯沼新田の集落でも、水田率の値は高かった。これに対し、石下町の中央部、北西部の台地上の集落では、水田率が22~39%と低かった。

このような水田率の地域的差異は、各集落の作物別収穫面積の差異となって現われる。第5図は、1985年における作物別収穫面積を集落単位に示したものである。稲の総収穫面積に対する割合は、鬼怒川・小貝川の沖積低地と飯沼新田に位置する集落で高かった。特に、鬼怒川・小貝川の低地では、稲とその転作作物である麦でほぼ収穫面積の80~90%を占めていた。これに対し、台地上の集落では稲と野菜の組み合わせと、稲に野菜と果樹を組み合わせたタイプが多い。稲の収穫総

面積に占める割合も30から40%の集落が多い。

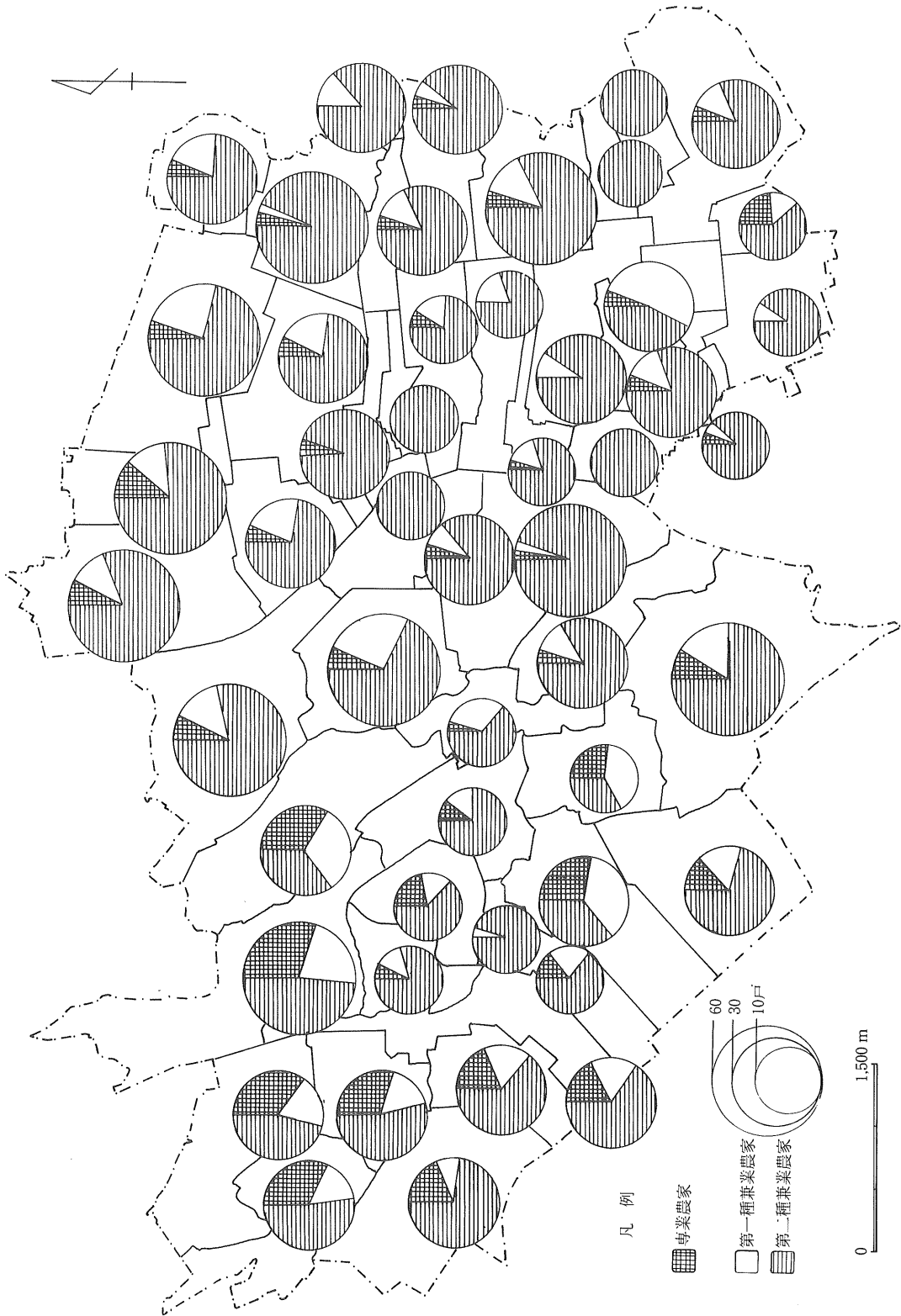
以上のことから、石下町の農業地域を2つに区分することができる。第1の地域は、集落の水田率が70%以上あり、専業農家率は10%以下であった。また、この地域は鬼怒川・小貝川の低地に広がっていた。つまり、沖積地という自然条件から稲作単作に特化した兼業農業地域である。従来は、水田での稲と麦の二毛作のほかに、わずかな畑地でも類、豆類を栽培していた。1965年以降、その畑地を陸田化し、収益性の高い稲作単作地域へと変わっていった。この時期には、専業農家から第1種兼業農家への兼業化が進んだ。1975年以降、この地域では、第2種兼業化が進み、稲作単作化は強まった。圃場整備、機械化によって省力栽培が可能となったことも、それを強めた条件であった。また、近年では米の生産調整によって麦類の作付が増加している。第2の地域では、水田率が低く、畑地が卓越している。専業農家と第1種兼業農家が多く、畑地での野菜作を農業経営の主体としている。

本報告で取り上げる本豊田地区は、第1の地域に位置する。本豊田地区は石下町の東部に位置し、農業センサスでは3つの農業集落(上宿・新宿、北宿、南宿)に分けられている。石下町の農業は、沖積低地と台地という自然条件に大きな影響を受け、地域分化をしており、その中で本豊田地区は沖積低地の村落という基本的性格をもっている。

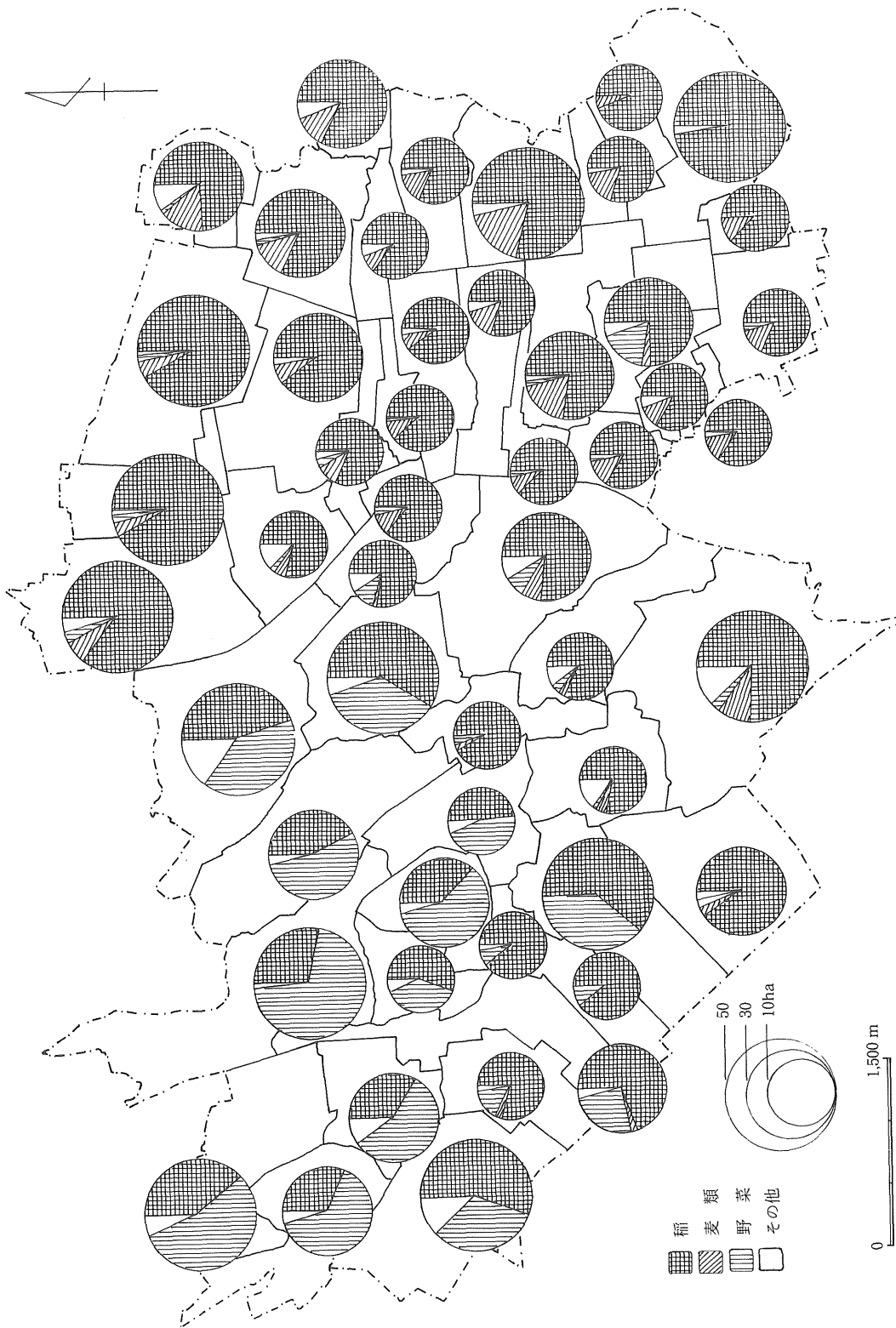
## III 本豊田地区における農業的土地基盤の整備

### III-1 豊田郷の開発と発展

本豊田地区はかつて平将門が活躍したことで知られる豊田郷のうちでも早くから開けたところで、永承年間(1046~1053)にはすでに豊田氏の所領となっていた。豊田氏は開発地主として鬼怒川と小貝川間の低湿地を開き勢力を拡大し、1346年(正平元)には本豊田地区の南部に豊田城を築きそこを本拠地とするようになった。その後豊田氏が1578年(天正6)に滅びるまでその支配が続いた<sup>7)</sup>。



第4図 石下町における専業農家率の分布  
(1985年農業センサスより作成)



第5図 石下町における作物別収穫の分布  
(1985年農業センサスより作成)

本豊田地区およびその周辺の低湿地が本格的に開発されたのは、江戸期に入ってからであった。鬼怒川はもともと下妻市街の南、現在の糸線川のところで小貝川に合流し、現在の小貝川が鬼怒川の本流となっており、その周辺は低湿な不毛の地であった。関東郡代伊奈十郎忠治が1629年(寛永6)に鬼怒川と小貝川を完全に分離してから、低湿地の本格的開発が始められた<sup>8)</sup>。そして鬼怒川から取水する四箇用水路が現在の鬼怒川と小貝川にはさまれた地域に引かれ、さらにその中央部を走る排水路である八間堀悪水が整備された。

1635年(寛永12)に四箇用水が成立したが、その後鬼怒川の河床がしだいに低下し取水が困難となった。そこで、四箇用水灌漑地域の上流の3つの溜井のかわりに1726年(享保11)に開削されたが、1791年(寛政3)に廃止された江連用水路を復活することになった。紆余曲折を経て復活工事が完成したのが1829年(文政12)であり、これが現在の江連用水の始まりである<sup>9)</sup>。

本豊田地区上流は館方・豊田地区とともに、もともと四箇用水のうちの中居指用水や本宗道用水の流末に位置しており、用水組合に属していなかった。これらの用水の残水や天水を利用しており、安定した用水源をもたない無用水の村であった。他方では上流地区の排水が集まり湛水の被害にあったり、洪水にたびたびみまわれた<sup>10)</sup>。江連用水の再興にあたって、普請役からの勧めもあり、本豊田地区は江連用水組合に加入し、用水の供給を受けることになった。しかし流末で用水が十分いきわたらなかつたことも多く、651石余りの村高のうち219石余りの分だけを組合に加入して、組合費の軽減をはかっていた。1839年(天保10)には全石高を加入するように命ぜられたが、170石を免除してもらい481石余りを加入させることになった<sup>11)</sup>。そして翌年に館方・本豊田地区への用水路が整備された。

江戸期を通じてしだいに干上がりつつあった低湿地や入会原野の開拓が進んでいった<sup>12)</sup>。新田ができて排水施設が不十分で、内外水害によってしばしば冠水し、カヤやマコモが茂る状態に放

置された場所も多かった。江連用水再興とともに排水路が整備され、この状況が改善された。すなわち、1635年(寛永12)に上・下八間堀悪水路が伊奈半十郎忠治によって開削され、その後千代田堀悪水路、向堀悪水路など25の悪水路が作られた。それらは1つの村、あるいは関係村々で組合をつくって管理された。

### Ⅲ-2 明治期以降の土地基盤整備事業

#### 1) 耕地整理事業

江戸期を通じて整備された本豊田地区の水田ではあったが、排水状況は悪く、しばしば洪水の被害をうけた。他方では江連用水の末流のうへ高低のある地形で、用水の過不足が著しかった。水田区画は狭小で不整形であり、末端用排水路は未分離で屈曲しており、作業能率向上の妨げになっていた。明治期に入ってから稲作の改良技術導入のためには生産基盤の整備が不可欠で、そのための具体的施策が耕地整理事業の実施であった。

1899年(明治32)に耕地整理法が実施され、さらに1905年(明治38)の耕地整理法改正でそれまでは区画整理や交換分合だけであった事業内容に灌漑・排水が加えられ、1909年(明治42)の新しい耕地整理法では用排水事業が中心になった<sup>13)</sup>。排水をすることにより湿田を乾田にするとともに必要用水を補給することを主目的とし、それとあわせて農道の直線化や拡幅、水田区画の拡大・整理が行なわれたのがこの当時の耕地整理事業の一般的傾向であった。1905年(明治38)から1908年(明治41)にかけて実施された本豊田地区を含む石下町外六ヶ村耕地整理もまさにこのような内容のものであった。耕地整理事業推進の中心になったのは、収量の増加によって利益を得る地主であった<sup>14)</sup>。

耕地整理によって、30間(54.5m)の長辺を南北方向にとり、10間(18.2m)の短辺を東西方向にした1反区画の水田がつくられ、短辺にそって農道と排水路が交互に配置され、農道の両脇に末端用水路が設けられた。水不足になると排水路を堰上げて灌漑用水として利用された。耕地整理の



効果として茨城県史料近代産業編Ⅲには<sup>15)</sup>、(1)用排水の改良、(2)収量の増加、(3)労力の節減、(4)湿田が乾田になったことにより水稻と大麦の二毛作が可能になったこと、(5)これまでの田越灌漑から水田ごとの個別灌漑になり肥料が流失しなくなったこと、(6)乾田化による馬耕の普及、(7)交通の便が良くなったこと、(8)水田の地価が上昇したこと、(9)稲作の省力化によりムシロの生産や養蚕などの副業が発達したこと、(10)小作料の急納者が少なくなったこと、(11)稲の生育が良くなり収量も品質も向上したこと、(12)原野や湿地の開田により増歩となったことなどがあげられている。なかでも用排水路の整備により湿田が乾田に変わったことによる二毛作の導入、馬耕の普及、作業能率の上昇、そして収量の増加が特に重要な効果であった<sup>16)</sup>。

## 2) 幹線用排水路の整備

本豊田地区が位置する鬼怒川と小貝川にはさまれた低地は、洪水の常襲地であった。1890年(明治3)の鬼怒川の洪水では江連用水の取水施設が破壊され、その復旧費を当時の若森県から借用しなければならなかった<sup>17)</sup>。1910年(明治43)にも水害があり、鬼怒川や小貝川の堤防が下妻から水海道にかけて決壊し、本豊田地区の前坪でも堤防が破壊された。そして八間堀川の水もあふれた。旧豊田村では252棟が浸水し、194町歩の水稻が被害を受けた<sup>18)</sup>。これらの災害による復旧事業は災害以前の状況に復するのが限界で、それを機会に根本的な土地改良事業が行なわれことはなかった。

幹線排水路である八間堀川の流路は、明治末期の耕地整理の際に改修・整備されたが、その後本格的な改修計画が提案されたのは1927年(昭和2)頃であった。しかし、これが実現したのは1946年(昭和21)から始まった県営小貝川沿岸農業水利改良事業による一連の工事の際であった。食糧増産と農業経営の合理化をはかるために、八間堀川を初めとする排水路の改修と排水機場や樋門、井堰が新設改築され、1964年(昭和39)に工事が完了した。さらに、県の中小河川改修事業と

して、1963年から八間堀川の改修工事が始まる一方、建設省も鬼怒川と八間堀川との合流点に逆流防止水門排水機場の設置工事を1963年から始め、1980年に完成した。

江連用水路も耕地整理の際に変更・改修されたが、その後大きな事業はなされず、取水施設としては蛇籠で鬼怒川の流水を取水口に導くという旧来の方法を用いており、鬼怒川の流量の減少や河床低下によって取水はしだいに困難となってきた。また、用水路は素掘の土水路であった。類似の問題をかかえていた鬼怒川から取水していた勝瓜、大井口、伊讚美、江連、絹の各用水と鬼怒川の支流の田川を水源とする結城と吉田の用水を合口し、幹線用水路の改修を行なったのが鬼怒川南部農業水利事業であった。

1965年から工事が開始され、勝瓜頭首工と渇水時に鬼怒川から補給水を得るための3つの揚水機場、そして87.7kmにおよぶ幹線用水路の改修が行なわれ、三面コンクリートライニングの用水路になった<sup>19)</sup>。工事は1974年に完成した。また幹線用水路の末端部は付帯県営事業によって改修された。この事業によって江連用水は全体として安定した取水ができるようになった。本豊田地区はそれまで宗道地区で江連幹線用水路から分岐していた柳町用水路から必要水を得ており、不足分は1948年に旧豊田村によって館方地区地先の小貝川に設けられた館方機場から補給水を得ていたが、事業後は新たに設けられた大谷川から取水する黒子幹線用水路の水を主体にし、一部左岸幹線用水路から補給水を得る豊加美支線によって灌漑されるようになった。

## 3) 陸田造成

陸田とは、畑や林地をブルドーザーなどで掘り下げて平らにし、底を固め、耕土を入れ、周囲に畦畔を築き、湛水して水稻を栽培するもので、既成の水田との大きな違いは水利権をもたないことである<sup>20)</sup>。茨城県では用水はポンプによる地下水の揚水でまかなわれる場合が多く、1960年代までの初期の陸田は、沖積低地内の微高地やその周辺の地下水位が高い地域で盛んに造成された。本豊

田地区における陸田造成は、1960年頃に個人単位で始められた。旱魃による陸稲の減収を防ぐために、当初は排水路から、その後は畑に井戸を掘って耕耘機の動力を利用して、7月と8月に5～6回灌水したのが陸田造成の前段階であった。布のホースを100～200m延ばし、労力をかけた割りには陸稲の10a当たり収量は3～4俵と低かった。そこで先進地であった下妻や水海道、石下町宗道地区へ見学に行き、深井戸を掘って畑を陸田にした結果、10a当たり7～8俵の収量があがった。ビニールパイプが普及したことによって、配水も簡単になった。当初は個人が2～3人共同で一本の井戸を掘り、数aから1ha程度の規模で陸田化が進められた。

1964年には中城地区陸田組合が74名の土地所有者によってつくられ、県から50%の補助金を得て130mの深井戸1本が掘られ、15.28haの陸田がつくられた。1988年には田植時期の水不足を解消するために深井戸が1本掘られた。本豊田地区の自然堤防上の畑の大部分が、1960年代から1970年代初めに陸田にされた。

#### 4) 圃場整備事業

後に詳しく述べるように、畑の陸田化によって稲作が拡大するとともに、元からの水田で1970年頃から二毛作が減少し、水稻単作に変わっていった。その結果、全体として農業への投下労働力が減少するとともに、稲作期間以外の農作業が極めて少なくなっていった。折からの高度経済成長に支えられて、農外就業機会が増加し、農家に兼業が浸透していった。そこでますます稲作の省力化が求められるようになり、大型機械が導入可能な圃場と農道、そして耕作地の集団化が必要となった。聞き取りによると、県や町からの働きかけが圃場整備事業実施の直接のきっかけとなった。

1968年に推進協議会が発足し、1971年から事業が開始された。本豊田地区では1974年度に北部が、1975年度に南部の圃場整備が完成した。30a区画の圃場と広い農道ができあがり、耕作地も集団化された。第3工区を例にとると、圃場整備

以前には1農家当たり4.7団地に分かれていたものが、圃場整備後には1.8団地に減少した。湛水状態に陥りがちであった八間堀川周辺の水田の排水が改善され、大型の農業機械の導入により省力化が進んだ。また、農道の改善により自家用車で耕作や水管理にでかけることができるようになった。末端用水路に至るまでU字溝にされたため、水管理の労力も節減された。圃場整備後農協の幹旋で資材を入手し、個人の労力で畦畔のコンクリート化が進められた。100m当たり10万円の負担額であったが、畦畔の管理のための労力の大幅な節減になった。本豊田地区では圃場整備後黒子幹線水路から用水を得るようになったが、上流部で取水するため十分な水量を確保できなくなったこと、しかも兼業化の進行によって早朝に水口を開けそのまま掛流し状態に放置されること、館方用水機場の使用を中止して鯨地区へ譲渡したこと、以前のように排水を反復利用できなくなったことから、1972年から深刻な水不足に陥るようになった。そこで江連用土地改良区に働きかけ、館方機場を再び利用できるように交渉し、排水路の水の再利用のために豊田機場の外に4つの揚水機場をつくり、2本の深井戸を建設し、ようやく必要水量を確保できるようになった。

圃場整備事業の前後に各種の補助金によって農業近代化施設の整備が行なわれた。本豊田地区に関するものとしては、1978年度から1981年度までの家畜糞尿有効利用促進事業による堆肥舎、貯溜槽、バキュームカー、ヘーベラー、ヘーメーカー、ダンプトレーラー、ロータリーなどの導入、そして1981年の機械施設整備事業によるライスセンターの建設などがある。

### III-3 農業的土地基盤の維持管理

これまでの土地改良事業によって現在の本豊田地区の農業的土地基盤は、近代化・合理化されたが、それを維持するためにさまざまな組織がある。

まず、農業用水を確保するために本豊田地区の農家は江連用土地改良区の組合員になってい

第1表 石下町本豊田地区の農家にかかる賦課金（1989年）

組 織	10 a 当たりの金額
江連用水利土地改良区（水田を対象）	7,700 円
豊田用水組合（水田を対象）	500 円
石下東部地区維持管理委員会（水田を対象）	1,000 円
八間堀川沿岸土地改良区（すべての土地を対象）	
田	3,400 円
畑	2,700 円
宅地	1,700 円
中城地区陸田組合（陸田を対象）	
水稲作付地	6,000 円
転作地	2,000 円

（聞き取りにより作成）

る。この土地改良区の関係面積は2,650 haで、組合員は5,200人に達する。江連用水利土地改良区は他の6つの土地改良区とともに鬼怒川南部農業水利事業を契機にしてつくられた鬼怒川南部土地改良区連合を組織している。本豊田地区の水田は合口・幹線用水路改修以前は柳町用水路、それ以降は豊加美支線用水路から用水を得ていた。それぞれの用水路の末流に位置していたために、水利事情に恵まれなかった。そのため排水路や小貝川に用水機場を設けて補給水を確保してきた。これらの施設の維持管理や地区内の水利運営にあたるために、館方、豊田、本豊田の3地区が任意団体である豊田用水組合をつくっている。組合員は269人で、灌漑面積は約140 haで、館方と豊田、本豊田の集落が位置する自然堤防と八間堀川の間の水田がその管理範囲となっている。南限は豊田用排水幹線用水路である。

豊田用水組合が管理する施設としては、北から南へ順に、館方機場、豊田機場（2か所）、溝向機場、坪ヶ塚機場、本豊田第2機場と2つの深井戸である。揚水機場の整備・修理費、資材費、揚水機場管理人謝礼、会議費などをまかなうため、10 a当たり500円の組合費を各区の農家組合長を通じて徴収している（第1表）。豊田用水組合の役員としては、組合長と副組合長がそれぞれ1人、会計が2人おり、通常の管理はこの4人で行なうことになっている。年1回7月の総会と重要な問題が生じた場合には、関係地域から選出されている

町会議員3人、江連用水利土地改良区の理事と総代を合わせて4人、八間堀川沿岸土地改良区の理事と総代を合わせて2人、さらに農家組合長10人が参加することになっている。主要行事としては、年4回ほどの役員会と1回の総会、揚水機の試運転、揚水機場や付属用水路の清掃、破損箇所の修理などがあり、大部分の作業は役員によって行なわれる。この組合は圃場整備事業後水利事情の悪化に伴いつくられたものであり、揚水機場も1977年以降設置されたものである。

館方地区から本豊田地区に至る支線用水路の江渡いは、江連用水利土地改良区の仕事で、本豊田地区の農家組合が主体になって各農家から1人ずつ出役する総人足で実施される。5月初旬の日曜日に1日かけて行なわれるが、上流の館方・豊田地区の農家は参加しない。江連用水利土地改良区の賦課金は10 a当たり7,700円である。

排水路を管理するのは八間堀川沿岸土地改良区である。この土地改良区は1945年に設立された八間堀川沿岸水防組合を母体にしており、地区内の宅地を含む全体の土地に賦課することになっている。したがって1989年の聞き取りによると、4,479人の組合員のほかに2,977人の非農地受益者がいる。場所によっても異なるが、本豊田地区では10 aの田に3,400円、畑に2,700円、宅地に1,700円が賦課されることになっている。この土地改良区の主要な事業は、水海道、小山戸、老田淵、百間堀、高野、柳原、大生、若宮戸、豊田の

各排水機場の運転、維持管理と排水路や排水管および堤塘の管理である。八間堀川は二級河川であるので県の管轄であり、八間堀川沿岸土地改良区は主に副排水路を管理の対象としている。本豊田地区では毎年5月中旬に農家組合が主体となり排水路の草刈りと江浚いを給人夫で行なう。これは半日程度の作業である。この作業に対して土地改良区から排水路1mにつき18円の賃金が支払われる。1988年の例によると、1,715mの排水路の作業で134,856円が本豊田地区に支払われた。

陸田に関する組織としては任意組合の中城地区陸田組合があり、1964年の陸田造成の際に組織され、現在74名の組合員がいる。15.3haの陸田のうち80aでは栗山新田地区の農家が借地によりハクサイを栽培しており、残りの4割で水稲作が行われ、6割では小麦が栽培されている。組合長と副組合長がそれぞれ1人、会計が2人いる。深井戸と揚水機の維持管理がこの組合の主な仕事である。10a当たり、水稲作付地には6,000円、転作地には2,000円を賦課しており、主に電気料、揚水機の修理費、資材費になっている。4月下旬から8月下旬まで、午前5時から午後7時まで揚水機を稼働させることになっており、会計係の1人がこの操作を行なっている。

このほかに石下東部圃場整備事業の際に設立された石下東部土地改良区が1987年に解散したため、その後の事務や工事の完了した圃場の管理を行なう目的で、石下東部地区維持管理委員会がつけられた。本豊田地区の各農家もこの組織の構成員で、水田10aにつき1,000円の賦課金を支払っている。

以上のように本豊田地区とその周辺の地域では、自然の土地に多大の労力と資本と時間を投じて今日のような豊かで人工的管理のゆきとどいた農業的土地基盤が形成された。かつてのように直接農民が灌漑や排水に労力や時間を割くことはなくなったが、その分第1表に示したように、それぞれの農家は多大の賦課金を払い、維持管理を専門の組織に委託するシステムになった。

## IV 本豊田地区における土地利用と景観

### IV-1 現在の土地利用構造

#### 1) 自然環境と土地利用

本豊田地区が位置する鬼怒川・小貝川低地は、筑波・稲敷台地と結城台地の間の沖積地である。これらの台地を含めて、猿島台地、五霞村台地など、茨城県西部の台地部は、いずれも現在より12万～13万年前の下末吉海進により堆積した成田層群（見和層）の上に、竜ヶ崎砂礫層・関東ローム層などがのったものである。立川期にはいくつかの河川によって開析が進み、縄文海進の時期になってそれぞれの谷底に河成層もしくは海成層が堆積し、鬼怒川・小貝川低地、飯沼川低地、利根川低地などが形成された。このうち、鬼怒川・小貝川低地では、最も土砂供給量の多かった鬼怒川や、一時期鬼怒川が流入していた現小貝川によって、三角州性平野が形成された。小貝川沿岸では、蛇行河川跡を有する自然堤防が顕著に発達した<sup>21)</sup>。

近世に入って利根川の瀬替えが行なわれ、利根川の河床が上昇し、鬼怒川や小貝川の排水が悪くなった。そのためこれまで以上に低湿な土地となった<sup>22)</sup>。本豊田地区の水田も、鬼怒川の自然堤防と小貝川の自然堤防に挟まれたかつての後背湿地の一部であり、長年にわたる土地改良の努力がなされ、現在のような状況になったのである。また、本豊田地区一帯の自然堤防を形成する堆積物は、粘土質のシルトであり、水はけの悪いことから、農業経営の大きな制約条件となってきた。

第6図は、本豊田地区の地形の概略を示したものである。自然堤防の範囲は県の土地分類調査に基づいて画定し、旧流路や旧堤防の位置は1948年撮影の航空写真から判断した。小貝川右岸の旧堤防の下に沿って、流路跡が確認でき、この旧堤防は小貝川が最も西に流路をとった時の攻撃斜面を利用して築造されたものであると考えることができる。本豊田の集落が位置する自然堤防は、この旧堤防を境に段丘状になっており、この旧堤防



- 1948年撮影航空写真で観察できる旧堤防
- ▨ 1948年撮影航空写真で観察できる河道跡
- ⋯⋯ 自然堤防と後背湿地の境界
- 宅地

第6図 石下町本豊田地区付近の地形の概況  
(1948年米軍撮影航空写真，県土地  
分類基本調査より作成)

の外側では全般的に標高が低く，流路跡が散在するためかなりの凹凸がある。一方，旧堤防の内側では，後背湿地の方へなだらかな斜面になっており，旧堤防に沿った標高16.8～17.4mの部分でL字型に家屋群が配置されている。このような地形は，家屋の配置ばかりでなく，耕地の利用形態にも影響を与えている。

## 2) 耕地の利用形態

第7図は，1989年5月における本豊田地区の土地利用図で，1984年撮影の航空写真を参照しながら実地調査を行ない，国土基本図をベースマップ

にして作成したものである。ここでは，この土地利用図をもとにして，後背湿地，自然堤防上，堤外地の順に耕地の利用状況を考察していく。なお，以下では，自然堤防のうち旧堤防より集落よりの部分のみを「自然堤防」とよび，自然堤防のうち旧堤防より河川側の部分は，旧河床をも含めて「堤外地」と呼ぶことにし，前者とは区別する。

また，この土地利用図においては，水稻を栽培する圃場を水田と陸田に分類している。このうち陸田という語の定義にはいくつかの見解があるが，ここでは，第2次世界大戦後開田されたもののなかで，動力ポンプによって用水を得て，しかも地元で「陸田」と呼んでいるものをいう<sup>23)</sup>。したがって，旧河床を開田したものでも，地元でそう呼ばれている場合には，字義にとらわれず，陸田に分類した。

本豊田の集落の西に広がる後背湿地は，鬼怒川と小貝川に挟まれた低湿地帯の一部である。現在みられるような圃場形態になったのは，1971年に着手された県営の「石下東部圃場整備事業」が完了してからである。本豊田地区の範囲内はこのうち第2工区・第3工区の一部であり，それぞれ1974年度・1975年度に工事が行なわれた。

この県営の圃場整備事業の区画の形態は，長辺100m×短辺30mの30a区画を標準として，計画された。しかし実際には，長辺方向にはコンクリート製の畔が必要に応じて設置され，短辺の長さはまちまちである。圃場の短辺に沿って，農道と排水路が交互に配置されている。圃場の全体的な配置は，その排水路が等高線の方に直角に交わるようになされた。また，短辺に沿った農道は幅3mで，トラックや大型トラクターの進入が可能である。一方，U字溝でできた用水路が農道に沿ってめぐらされており，第2工区・第3工区それぞれに一箇所ずつ設けられたポンプによって用排水路から導水している。したがって，用排水路から汲み上げられた水は，U字溝，圃場，排水路を経て再び用排水路に戻る仕組みになっている。

なお，後背湿地の水田部と，陸田や小麦畑の卓越する自然堤防との間には，50cm前後の明瞭な段

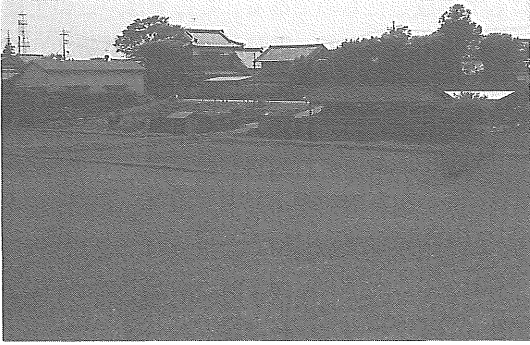


写真1 石下町本豊田地区における自然堤防上の集落（1989年5月撮影）

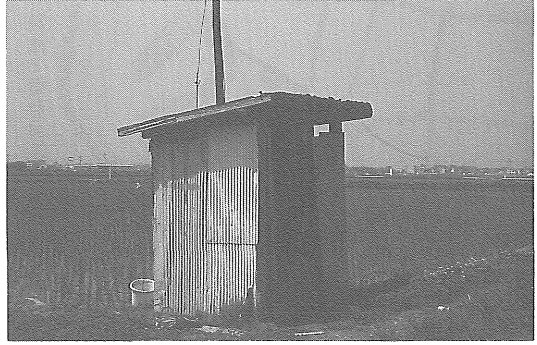


写真2 石下町本豊田地区における陸田とポンプ小屋（1989年5月撮影）

差がある。これは、明治期の耕地整理と近年の圃場整備の過程において、水田を少しでも拡大しようと、かつて自然堤防の一部であった部分を削り取ったためと考えられる。明治中期の地形図では、畑地と水田との境界が、全般的に現在より西の方であったことからこのことが推測できる。

自然堤防上のもっとも高い部分には家屋が密集しており（写真1）、その周辺部には家庭菜園が分布している。ここで、栽培されている作物は、ジャガイモ、タマネギ、ネギなどさまざまであり、極端な場合一畝ごとに作物が異なっている。自然堤防上にはまた、豚舎がいくつか分布している。養豚は、高度成長期における多頭飼育のブームによって本豊田地区でも活発化し、1960年代後半にピークを迎えた。しかしその後、豚の市場価格の不安定性から、養豚を中止する農家が多くなった。とくに、1986年の水害によって壊滅的打撃を受けた養豚農家が多く、現在でも養豚を続けている農家は1戸にすぎない。

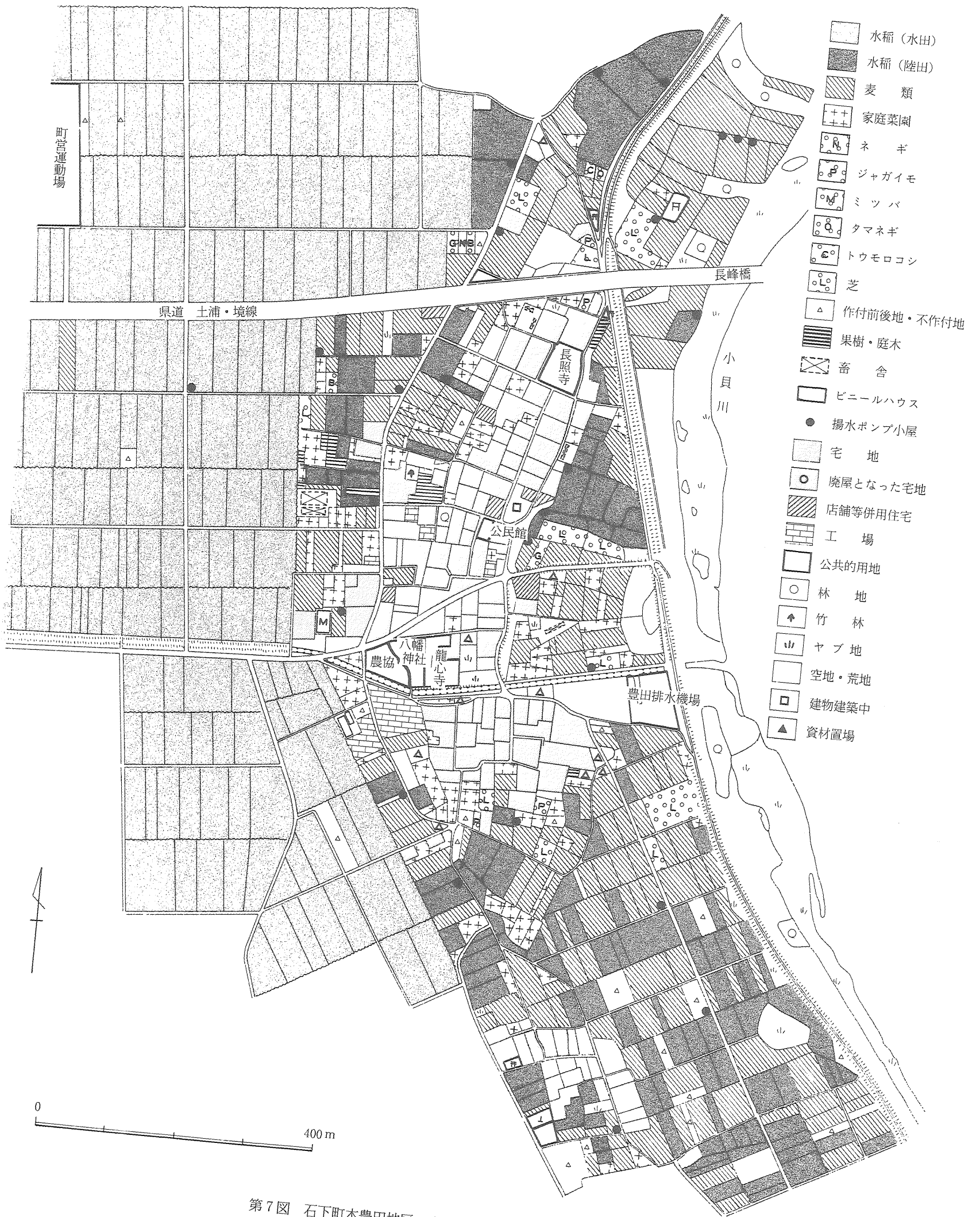
自然堤防上のその他の部分のほとんどが、1960年代に造成された陸田であり、そこには用水を供給するポンプ小屋が散在している（写真2）。標準的なポンプ小屋は、幅1間、奥行半間、高さ1.5m程度の大きさで、太さ約10cmのコンクリートの柱で骨組みが生まれ、側面と屋根および扉はトタンの波板でつくられている。陸田は1960年頃本豊田地区に導入され、当初の灌漑方式は井戸からU字溝で田に導水するものであったが、まもなく



写真3 石下町本豊田地区における陸田とビニールパイプによる灌漑（1989年5月撮影）

塩化ビニールパイプを用いる方式に代わり（写真3）、それ以後陸田の造成が本格化したという。

陸田のうちでも、本豊田地区南東部の整然とした区画の部分は中城地区と呼ばれる一帯で、元の畑地を「中城土地改良事業」によって約12haの陸田に転換したものである。事業は1966年12月に着手され翌67年3月に完了した。中城地区の陸田の一区画は、一辺が50m、もう一方の辺が10～80mである。したがって、1区画の面積は5aから40aで、水田の1区画よりも全般的に小さい。中城地区陸田組合の資料によれば、現在中城地区の陸田に土地を持つ農家の数は53戸で、1農家あたり平均して約22aの所有面積である。なお、ポンプは2か所に設置されており、一方は他の陸田と同じ仕様の小屋、もう一方はコンク



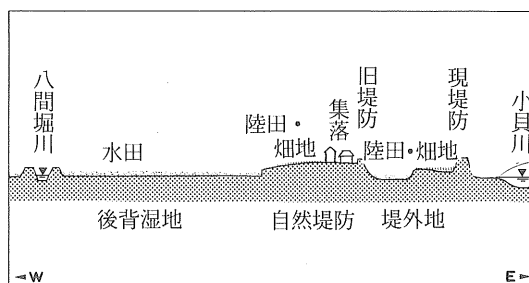
第7図 石下町本豊田地区の土地利用 (1989年5月)  
(現地調査による)

リート・ブロック造りの小屋の中に設置されている。これらのポンプで汲み上げられた用水は、農道に沿って設置されたU字管で、分水栓を経て各圃場に導水される。また排水路としては一辺が60 cm程度のコンクリート製のU字溝が設置されている。

しかし、米の生産調整政策によって1970年代以降転作が進められており、現在多くの陸田で小麦が栽培されている。陸田組合の資料によると、中城地区の陸田の総面積約11.7 haのうち、1989年に水稲が作付けされた陸田は4.2 haで、全体の4割にも満たない。そのほかの陸田のほとんどが小麦か芝かに転作がなされている。転作がほとんど行なわれていない後背湿地の水田に対し、陸田で転作が多く進められているのは、土壌条件が劣ることや冷水の影響によって単位面積あたりの米の収量が水田に比べ陸田の方が若干低いからだという。また、後背湿地の水田は排水が悪く、水稲以外の作物の栽培に適さない。転作作物としては小麦が多く、芝もみられる。ビニールハウスを新設し集約的なミツバ栽培を行ったり、庭木畑にしている例もわずかながらある。

堤外地においてもかなりの部分で1960年代に陸田が造成され、やはりポンプ小屋が分布している。自然堤防上の場合のように、陸田の造成時に大きな地形改変を行なったわけではなく、かつての微地形や地割りが残されている。第7図と比較すると、かつて小貝川の河床であったところでも開田が行なわれたことがわかる。堤外地の陸田においても米の生産調整が強化された今日では、小麦や芝への転作が進んでおり、とくに現在の堤防の外側では、1か所を除いて全ての陸田で転作が実施されている。なかには、ポンプが取り払われた場所もある。

現在の堤防より外側では、耕地のほか、ヨシなどが茂るヤブ地が河道に沿って広がっている。開墾がなされなかった旧河床には広葉樹林が成育している。また、県道の長峰橋以南の河川敷では、1986年の小貝川の氾濫以降耕作が放棄されている。



第8図 石下町本豊田地区の土地利用模式

以上のように、後背湿地、自然堤防、堤外地のそれぞれで独自の土地利用秩序が形成されていることがわかった。第8図は、その様子を東西方向の地形断面模式の上に表現したものである。後背湿地地上には近代的な水田が整然と配置されている。自然堤防上においては、集落の周囲では家庭菜園として、その他の部分では陸田もしくは畑地として利用されている。一方、堤外地には、やはり、陸田や畑が分布しているが、耕作が放棄された圃場も多い。

### 3) 集落景観と家屋景観

本豊田地区の集落景観の最近の変化で特筆すべきことは、県道土浦・境線のルート変更である。従来は西方から八間堀川を渡って本豊田地区に入ってきた県道が、石下町農協豊田支所と八幡神社・龍心寺の北側を緩やかなS字カーブを描いて通り抜け、さらに本豊田地区を東西に貫き、小貝川にかかる旧上郷橋によって対岸の豊里町（現つくば市）上郷地区へとつながるといったものであった。しかし、石下東部圃場整備事業の際に、本豊田の集落の北端を通る新道が建設され、従来よりも上流で小貝川を渡る長峰橋が架けられたため、1932年に架けられた上郷橋は撤去された。これによって、従来通過交通に悩まされてきた本豊田地区の中央部は静けさを取り戻したものの、本豊田地区の住民が対岸の上郷地区へ行くには、北へ大きく迂回しなければならなくなった。このため、従来上郷地区に依存していた本豊田地区住民の買物行動に変化が生じている。その他の主要道路としては、集落の西側を通って、旧豊田村の中

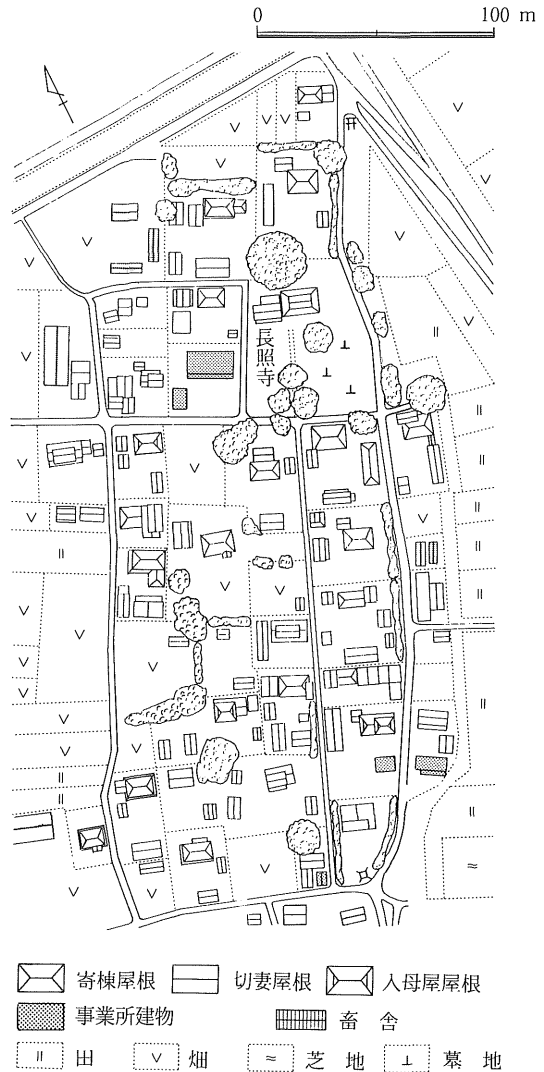


心である豊田地区に至る道路がある。本豊田地区唯一の公共交通機関である土浦駅から石下駅へ至る関東鉄道バスは、長峰橋を渡ると左折してこの道路で本豊田地区に入り、今度は右折して旧県道を西へと進む。

旧堤防と3つの主要道路に加えて集落景観の骨格となる重要な要素は、八間堀川から旧県道に沿って小貝川に至る排水路である。この排水路は正式には「豊田用排水幹線水路」という。全長は約1.1 kmで、1952年3月に完成した。当初の計画では、鬼怒川から小貝川に至る水路を建設し、八間堀川下流域での氾濫・濁水を抑制する目的であった。しかし、その後鬼怒川の水位が計画時よりも下がったためこの構想は実現せず、現在ではもっぱら八間堀川の増水時の排水用として用いられている。八間堀川の水位が異常に上昇し、なおかつ小貝川の水位がそれよりも高い場合には排水路出口にある豊田排水機場のポンプを作動させることになっている。

次に、集落景観の細部をみていくことにする。第9図は、その一例として本豊田地区北部の集落景観を図化したものである。この上宿地区の歴史的起源は、相対的にみると新しく、もともと北宿地区から長照寺へと至る参道であった道路に沿って農家が立ち並んだといわれ、その分家などが西の方に家を建てていくことにより集落が拡大してきた。したがって、その道路に沿った宅地では、その敷地面積が相対的に大きいのに対して、西の方では非農家もあり敷地面積は小さい。また、集落の縁辺部には、畜舎が分布している。しかし、これらの畜舎には現在では使用されていないものが多い。

農家の主屋の屋根型は、寄棟を基本とするものがほとんどである。寄棟にひさしを付けたものや(写真4)、寄棟の一階屋に切妻の2階を増築したものなど、いくつかのバリエーションが存在する。しかし、いわゆる入母屋化粧造りの住宅は極めて少ない。農家の敷地内には、主屋のほか、土蔵、農家によって呼び名は異なるが長屋・納屋などの付属舎、外便所などが配置されている。また、



第9図 石下町本豊田地区北部の集落景観 (1984年国土理院撮影航空写真および1989年現地調査による)

たいていの農家の宅地には、ビニールハウスの骨組みが残されている。これは、かつて稲の育苗のために使われていたものであるが、委託耕作の進展によって、最近では使用されていないものが多い。屋敷地の囲いは、コンクリート製あるいは木製の柱とトタンの横板からなるものが多く、生け垣は比較的少ない。木の杭に有刺鉄線をめぐらした程度の簡単な敷地界もある。また、屋敷林があ



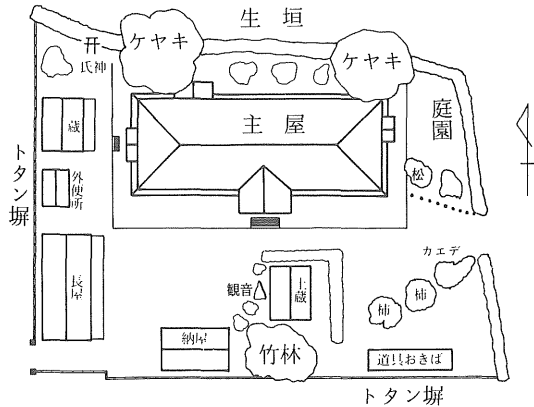
写真4 石下町本豊田地区農家の寄棟造りの主屋（1989年5月撮影）

る農家もごく限られている。長屋門や土塀に囲まれた農家に象徴されるような県西台地部の集落景観とは、全般的にかなり異なった印象を受ける。

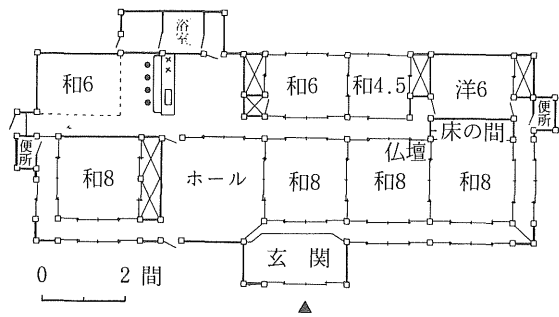
第10図は、北宿地区のA農家の屋敷地利用および間取りの事例を示したものである。事例農家の経営耕地面積は約3haで、本豊田地区の平均よりもかなり大きい。家族は、世帯主夫婦（40歳代）、親夫婦（60歳代）、娘2人（10歳代）の計6人から成る。主屋の改築は、1986年の水害によって浸水したことがきっかけとなって行なわれた。現在の主屋は、水害を考慮して盛り土をした上に建てられている。間取りをみると台所、食堂を含めて10室で、台所と食堂の境にはカウンターが配されるなど、かつての主屋にみられなかった新しい工夫がなされている。しかし、南側と北側に同じ数だけ並んだ部屋の配置は、「田の字」型の間取りの伝統を引き継いでいるように思われる。改築前の主屋は、南側に8畳が3室、北側に6畳が3室、西側に土間を持つ形態であった。現在、寄棟造りの主屋のほか、蔵、土蔵、納屋、外便所などが配置されている。外便所も主屋の改築にあわせて建てかえられた。内便所の設けられた現在でも、農作業のために外便所は欠かせないそうである。また、納屋の一部は、1978年に改造され、1階はガレージと内職用の作業室、2階は子供部屋となっている。

最近の主屋の改築時に内廊下や押入を設けることはこの農家ばかりではなく、本豊田地区で一般

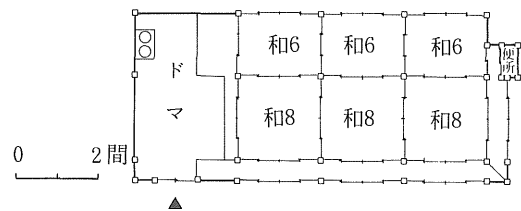
a) 屋敷地利用



b) 現在の主屋の間取り

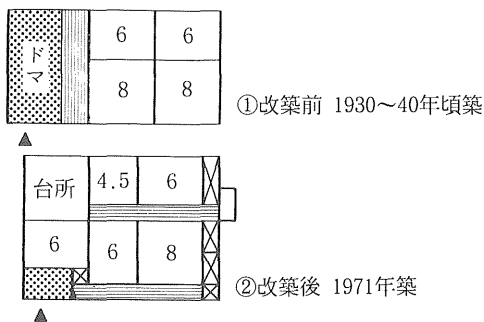


c) 従来の主屋の間取り

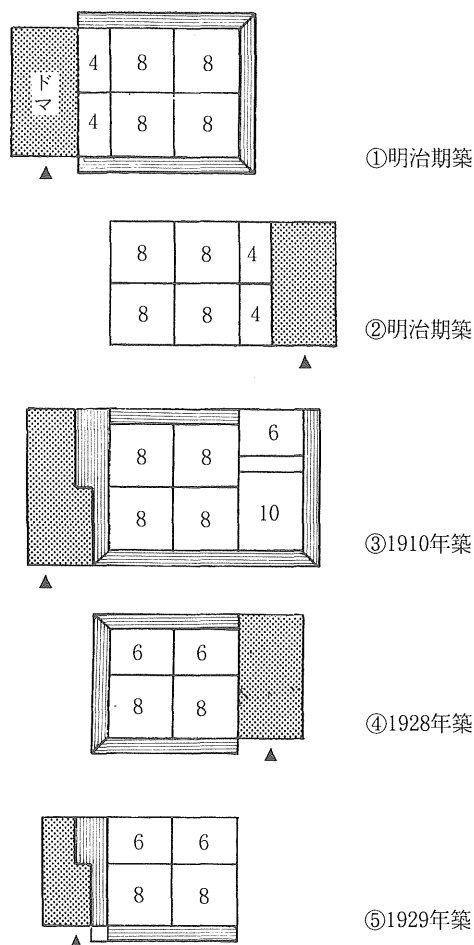


第10図 石下町本豊田地区におけるA農家の屋敷地利用と間取り（現地調査による）

的にみられる。そのような農家の例を第11図に示した。この例は、改築前の間取りの基本的形態を踏襲している。内廊下や押入を有する家屋が建てられるようになったのは、1960年代に入ってからである。また、長屋や蚕舎などの付属舎を改造もしくは改築して、息子夫婦の居室や子供部屋に



第 11 図 石下町本豊田地区における主屋の間取の変化  
(現地調査による)



第 12 図 石下町本豊田地区における主屋の間取の諸事例 (図中の数字は畳数を示す) (現地調査による)

充てているケースもきわめて多い。

最後に、この地域の主屋の間取りの基本的な形態を考察しておく。第12図は、1950年以前に建築された主屋の概略的な間取りを示したものである。この地域の伝統的な民家は、田の字型の4間取り、もしくはそれに2部屋を追加した6間取りに土間や外廊下などを付した形態のものが普通であったことがわかる<sup>20</sup>。明治末期以降に建てられたものからは、改築前の事例農家のように、北側の部屋が南側の部屋よりも奥行が小さな形態の間取りになった。さらに高度経済成長期以後は、上で述べたように、内廊下および押入が、田の字を基本とする間取りの中に組み込まれるようになった。

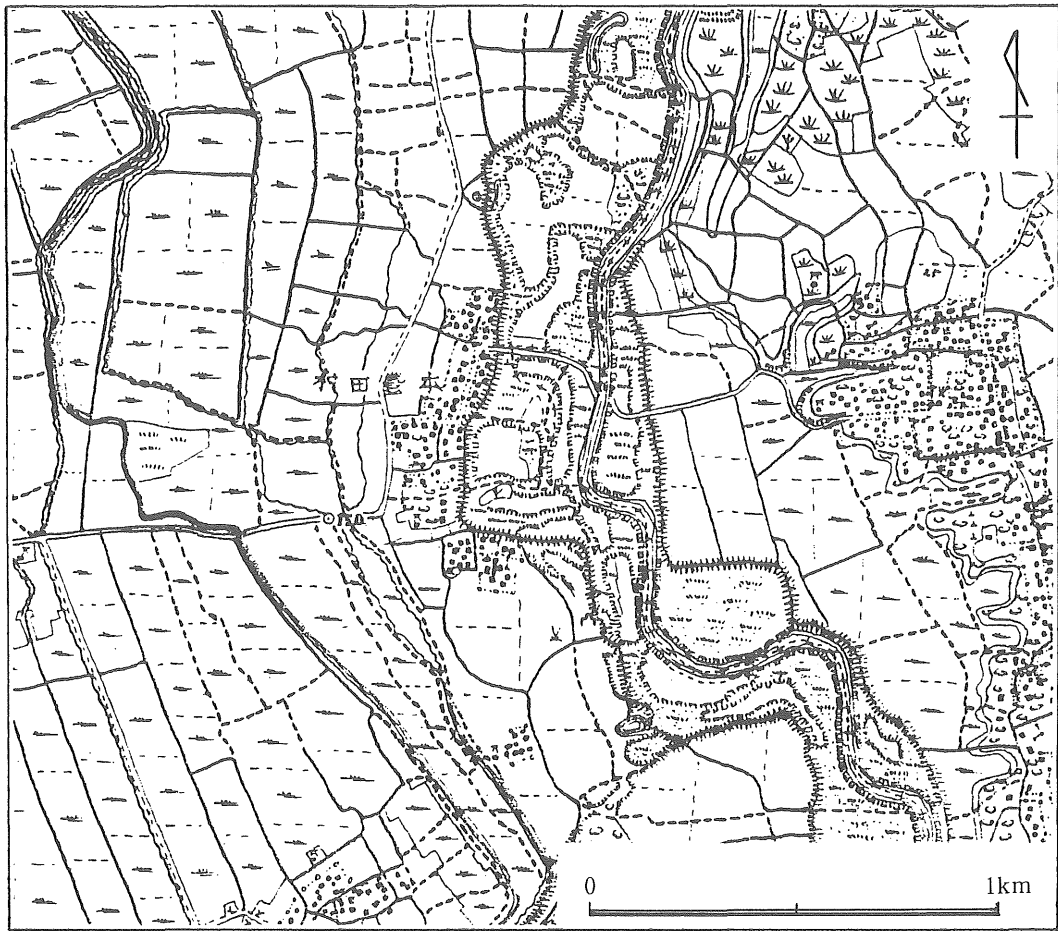
#### IV-2 土地利用の変遷

##### 1) 明治中期の土地利用

すでに説明した現在の土地利用はどのような過程を経て形成されたのであろうか。明治期以降の土地利用変遷の概要を説明することにしよう。第13図は、1884年(明治17)陸軍参謀本部測量の迅速図の「新石下村」図幅のうち、本豊田地区を含んだ一部分である。この地図は、1906年(明治39)に耕地整理事業が着手される以前の状況を示している。

図の北西端から曲田村に至る河川があるが、これは現在の八間堀川の前身であり、「八間堀」と呼ばれていた。現在の流路は南北方向に直線状にのびているのに対して、当時は多くのところで屈曲していた。八間堀は、江連用水の前身である四箇用水とともに、1635年に伊奈忠次によって開削されたものである。河幅は3間程度であった<sup>25</sup>。

八間堀のほか、いくつかの水路が北の方から本豊田地区に伸びてきていて、複雑な水路網を形成していた。これらのうち、自然堤防上の畑地と水田との境界線上に南北に伸びている水路は、豊田堀悪水路と呼ばれた排水路である。また、豊田堀と八間堀の間に南北に流れる水路は、五畝割堀悪水路と呼ばれていた。水路の幅は、いずれも約2間であった<sup>26</sup>。豊田堀も五畝割堀も、開削時期は必ずしも明確ではない。これについては、豊田33



第13図 石下町本豊田地区の土地利用（明治中期）  
（1884年測量の迅速図「新石下村」による）

郷の開墾が行なわれた1600年前後に開削がなされたという説もある<sup>27)</sup>。

八間堀が西に湾曲して流れる部分の東側の一帯は、かつては妙見沼と呼ばれる沼地であった。この沼の新田開発は、天明年間（1781～1789年）に行なわれた。嘉永元年（1848年）に作成された絵図には、「妙見沼新田」という名称がかつての沼の位置に記されている。迅速図には、この位置の南部に、荒地が認められるが、この荒地は、かつての妙見沼の名残りであるものと推察できる。

一方、自然堤防上には畑地が広がっていた。迅速図の中で、現在中城地区と呼ばれる一帯の中央部東側に城跡の記号があるが、これは戦国時代の

武将豊田氏の居城跡であり、当時豊田城といわれていた。また、堤外地には、網状に発達した流路の跡が残されていた。流路跡のほとんどが荒地であったほか、堤外地はおおむね畑地として利用されていた。桑畑があったことも図から読み取れる。

集落内部では、八幡神社の北部から南部にかけて雑木林が広がっていたことが、現在の景観との対比の上で興味深い。この雑木林は後に龍心寺や県道の敷地、宅地となった。また、現在、用排水幹線や農協が配置されているあたりは、当時は畑地であった。

次に、当時の交通条件について簡単に触れてお



第14図 石下町本豊田地区の土地利用（1948年）  
（米軍撮影航空写真による）

く。この頃にはまだ、県道土浦・境線は小貝川の対岸へは繋がっていなかった。長照寺の所から東へ上郷の方へ道路が伸びているものの、橋は架けられておらず、伝馬船で川を横断していた。しかし、対岸との交流は活発であり、例えば本豊田地

区で用いられた薪炭材は、筑波・稲敷台地上の平地林からのものであったといわれる。その後、明治後期から大正期にかけては、小貝川に私設賃銭橋が架けられたが、小貝川の氾濫で何度か流されたという<sup>26)</sup>。また、遠隔地との交通は、鬼怒川・利

根川の水運によって行なわれていた。県西部地区北部の農産物の集散地は、現在の千代川村宗道であり、そこから高瀬船で東京へ米などが運ばれた。その返り荷には、肥料などが積まれていた<sup>29)</sup>。

## 2) 大正期から昭和30年頃の土地利用

第14図は、1948年米軍撮影の航空写真をもとに当時の景観を再現したものである。第13図と比較すると、後背湿地部で水田の形態が大きく変わったことがわかる。かつては無秩序であった水田の形態が、10a区画の水田が整然と配列されるものとなった。鬼怒川・小貝川低地の農業景観をこのように大きく改変したのは、すでに述べた1906年(明治39)に始まった耕地整理事業である。

この耕地整理により、水田面積が拡大するとともに、それまで湿地であったものが乾田になり、生産性が上昇した。1907年(明治40)5月に完成した第1期工事により、前年よりも米の収量が22%増えたことが記録されている<sup>30)</sup>。また、乾田化により二毛作が可能となった。裏作としては、おもに小麦、大麦などが生産されていた。

また、この事業に伴い、八間堀川の流路は、低地部の中央を南北にまっすぐ貫くものとなった。豊田堀、五畝割堀はともに廃止された。図の南部の畑地と整理田の間に、途中で合流する二本の細長い水田があるが、これは豊田堀、五畝割堀の跡地である。

次に自然堤防上の状況であるが、航空写真の判読によると、現在の中城地区は、かなり起伏の激しい土地で、とりわけ豊田城跡は30m四方程度の方形の高まりになっていた。豊田城跡を含め、自然堤防上の一帯は畑が広がり、大麦、甘藷、大豆、陸稲、ナタネ、ほうき草などが作付けされていた。図の南端部では、新しい堤防の建設が始められている。

集落内部の景観について、この間の最も大きな変化は、八幡神社の北側に、旧県道が建設されたことであろう。そのほか、分家によって宅地が拡大し、また、八幡神社の隣地には龍心寺が建立された。

この頃になると交通環境も大きく変わった。とくに1913年(大正2)の常総鉄道の開通により、それまで鬼怒川・利根川の水運に依存してきた県西部地区の交通体系は鉄道交通を軸としたものへと変わった。これに伴い、本豊田地区や近辺の地区で生産された農産物は、石下駅から貨車に積まれ、東京市場へ運ばれるようになった。現在も石下駅の構内に接して、往時を偲ばせる大谷石造りの農業倉庫が残されている。また、大正期から昭和初期にかけては、道路の整備も大きく進み、鬼怒川、小貝川にいくつかの橋が架けられた。1932年(昭和7)に本豊田地区に架けられた上郷橋もその1つであった。これによって、台地部との交通の便は格段に良くなった。

## 3) 昭和30年代の土地利用

第15図は、1964年5月国土地理院撮影の航空写真の判読により作成した土地利用図である。明治期の耕地整理事業によって整備・区画された水田の一部では、麦類が作付けされており、二毛田と判断できる。1950年代初めまでは、ほとんどの水田で二毛作が行なわれていたが、1955年頃に、単作化の傾向が始まった。これは、裏作の小麦の価格が低下したために、作付け時期を早めることで水稻の生産性を高めた方がむしろ経済的に有利だという考えからである。当時の試みによると、10a当たりの米の収量は、二毛作の場合で6~7俵、単作の場合で8~9俵であり、この差は裏作の麦の収入を上回った。なお、二毛作から単作への移行期には、単作田で育苗を行なうべき時期に、二毛田ではまだ麦が作付けされているため、水田に水が入られないという問題が生じた。このため、整理田と自然堤防の間の排水不良地で保温折衷苗代を用いて育苗を行っていた。当時、この排水不良地は「ホック」と呼ばれていた。

一方、自然堤防上や堤外地では、全般的に見て、耕地の区画は小さく不規則に配列していた。1948年の土地利用図(第14図)と比較すると、流路跡で開墾が進展したことがわかるが、まだ地形はかなり起伏に富んでおり、荒地として残っているところもあった。これらの耕地の大部分が畑地で、



写真5 石下町本豊田地区の農家に残る蚕舎  
(1989年6月撮影)

大麦、ナタネ、大豆などが生産されていた。この時期に、すでに陸田の造成が始まっていたが、農家単位で造成を行なったものがほとんどであった。

この時期には、先に述べた畜舎とともに、桑畑が多く分布していたことが特徴的である。桑畑は明治中期の迅速図にも確認でき、大正から昭和初期にかけて、著しく増加した。しかし、第2次世界大戦中には、食糧増産のために桑畑の多くは普通畑に転換された。このためか、1948年撮影の航空写真では、1964年に桑畑が分布する位置に桑畑が判読できない。しかし、1950年代には再び桑畑が目だつようになった。豊田城跡の方形の高まりにも桑が植え付けられ、当時は「クワヤマ」と呼ばれていた。いくつかの農家の敷地内には蚕舎が建てられ(写真5)、そこで生産された繭は石下紬ないし豊田紬の原料となっていた。現在も、本豊田地区で家内工業的な織物業が営まれている。また、判読が困難なために土地利用図では独立した項目にすることができなかったが、この時期には、イチゴやトマト、キュウリなどの栽培を意欲的に試みる農家がいくつかあり、「野菜組合」が組織され、ハウス栽培も行なわれていた。しかし、このような商業的作物の栽培は定着するには至らず、むしろ以後水田単作地帯としての性格を強めていった。すでに述べたように、1960年代後半には自然堤防上の耕地の大部分が陸田に変わり、70年代前半には後背湿地の水田でも大がかりな圃場

整備が行なわれた。

上記のような耕地における変化のほか、豊田用排水幹線水路および豊田排水機場の建設、石下町農協豊田支所の設置などが目だった変化である。宅地が分家などによってさらに拡大するとともに、集落の周囲にはいくつかの畜舎が建てられた。

#### 4) 土地利用の変化過程

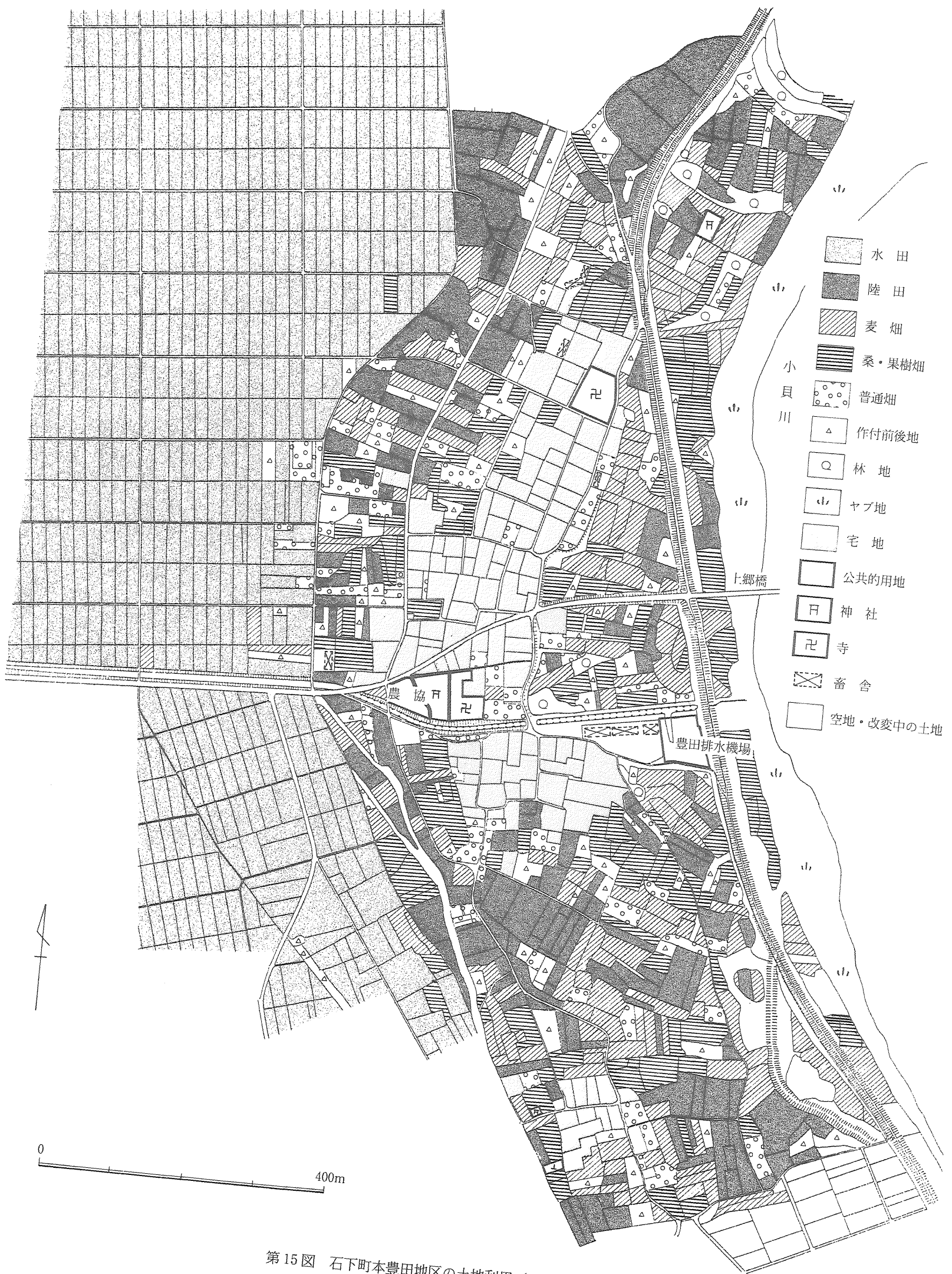
第16図は、本豊田地区における明治期から現在に至るまでの土地利用形態の変遷過程を模式的に示したものである。

第16-a図は、19世紀後半、すなわち、近世末期から明治期にかけての土地利用を示したものである。後背湿地には水田、自然堤防上には集落と畑地が分布し、堤外地の微高地上は畑、河道跡は荒地であった。いずれも地割は不規則であった。穀類や根菜類、豆類を生産していた。

その後、1904年に着手された耕地整理事業によって、後背湿地の水田の景観は一変した(第16-b図)。このような景観は、1950年頃まで続いた。

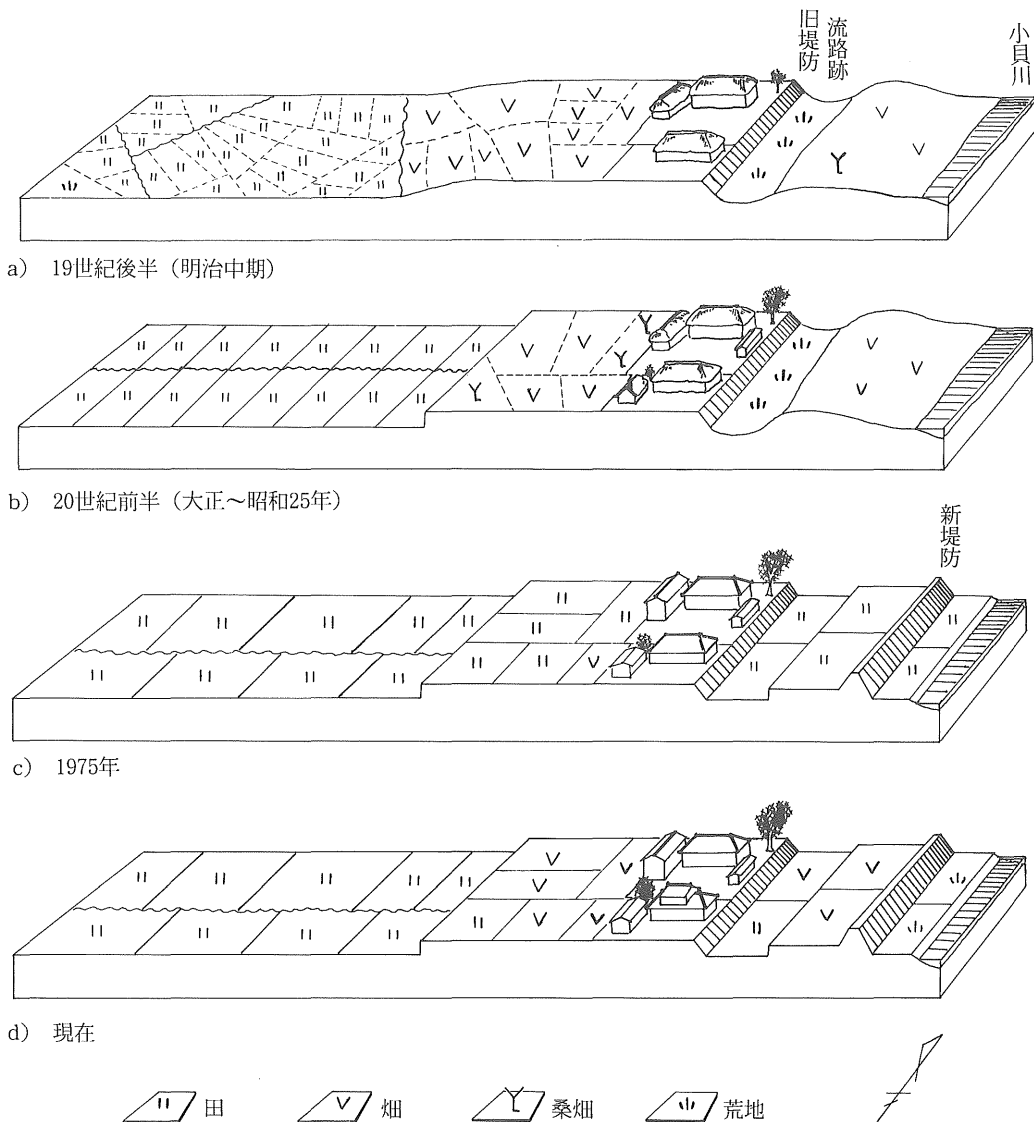
1950年以降、とりわけわが国の高度経済成長の過程において、本豊田地区の土地利用にも目まぐるしい変化が生じた。養蚕、養豚、野菜生産などさまざまな可能性が試みられ、景観は絶えず変化していった。1950年代から1960年代にかけて、いくつかの方向へ試行錯誤しながらも、結局は、水稲単作地帯としての方向に収束していったのである。それまで水稲栽培ができなかった自然堤防上でも開田がなされ、後背湿地の水田では大型農業機械の導入に対応すべく区画整理が改めて行なわれた。これらの結果、1975年頃までには本豊田地区の耕作可能な土地の大部分が水田もしくは陸田となり、水稲作はピークに達した(第16-c図)。

ところが、生産過剰による米の生産調整政策を迎え、土地生産性の悪い陸田では多くの所で小麦、芝などへの転作が行なわれるようになって、今日に至っている(第16-d図)。



第15図 石下町本豊田地区の土地利用 (1966年5月)  
 (国土地理院撮影航空写真による)





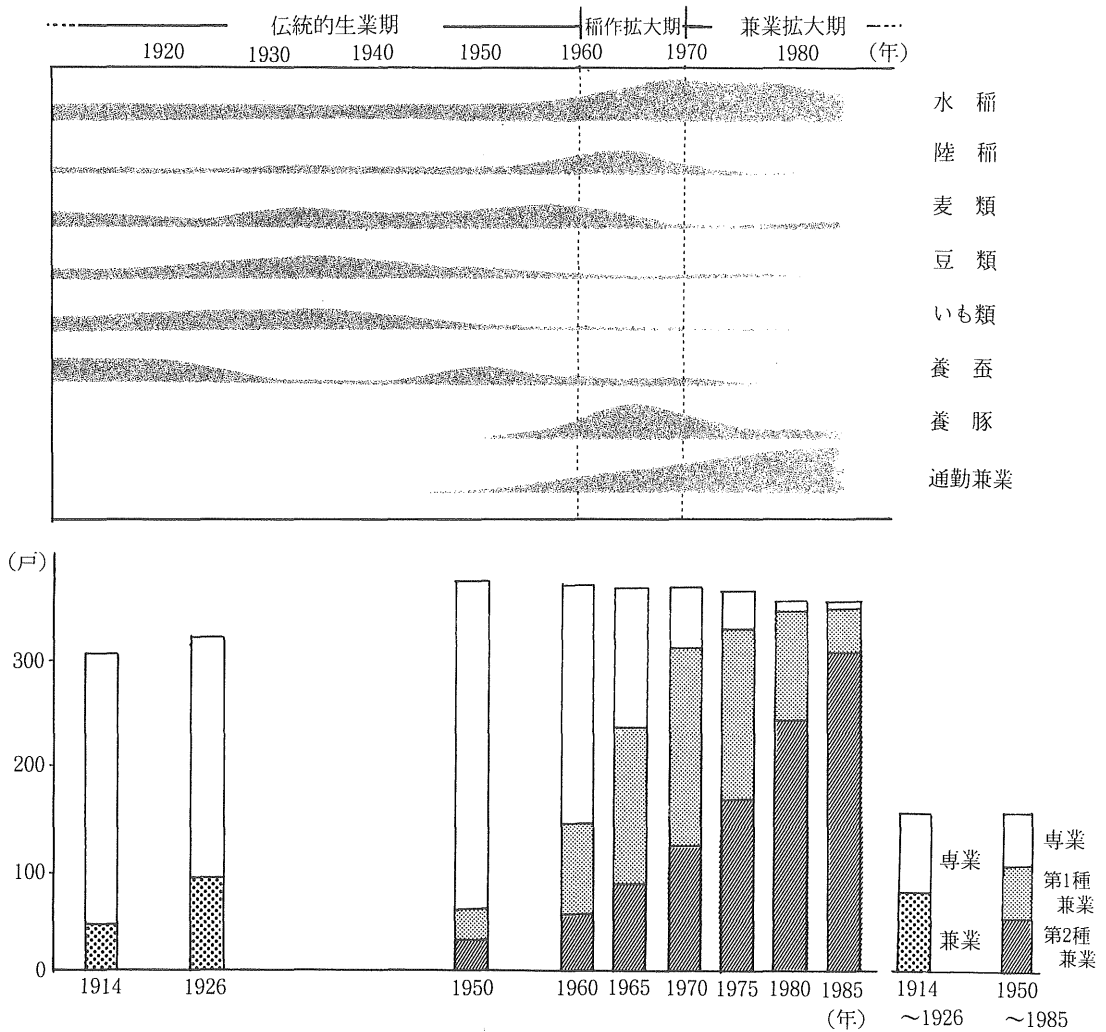
第16図 石下町本豊田地区における土地利用・景観の変遷模式

## V 本豊田地区における経済活動

### V-1 経済活動の変遷

前章までにみてきたように、本豊田地区では古くから低湿地の開発が進み、水稻作が基幹的な産業であった<sup>31)</sup>。しかし、水田の面積は本豊田地区のすべての農家が生計を維持するに足るものではなく、他の生業を組み合わせる必要があった。ここでは、経済活動の変遷に注目して、大きく3つ

の時期を設定した（第17図）。まず小貝川沿いの自然堤防上の畑地を利用して麦類と豆類の二毛作や桑の栽培が行われてきた1960年頃までの時期で、これを伝統的生業期と呼ぶ。次に、畑地が陸稲の栽培に利用され、さらに陸田に転換されて稲作の拡大がはかられた1970年頃までの時期が続く。これが稲作拡大期である。この時期には養豚も盛んに行なわれた。1970年以降の時期は稲の生産調整政策と機械化の進展によって著しく兼業化



第 17 図 石下町本豊田地区における農家経営の変遷と旧豊田村の専・兼業別農家数  
(各年次の「豊田村事蹟簿」, 農業センサス, および聞き取りにより作成)

が進んだ兼業拡大期である。以下では、このそれぞれの時期における本豊田地区の経済活動について農業を中心に記述することにしよう。

### 1) 伝統的生業期

「豊田村事蹟簿」<sup>(32)</sup>によると、1914年(大正3)の旧豊田村には301戸の農家があったことがわかるが、これは全戸数の85.5%を占めた。この状況は1926年(大正15)の「事蹟簿」においても変わらず、農家は337戸と全戸数の85.3%を占めた。しかも第17図にみられるように、1914年には専業農家数が256

戸、兼業農家数が45戸、1926年には専業が249戸、兼業が88戸といずれの時期にも専業農家が兼業農家を大きく上回っていた。第2次世界大戦後も10数年の間は専業農家が全農家の過半数を占めていた。例えば、1950年には第1種兼業農家が27戸、第2種兼業農家が32戸であったのに対し、専業農家は310戸であった。その後、兼業農家、特に第2種兼業農家が大きく増加していくが、旧豊田村では1960年までは兼業農家の戸数が専業農家を上回ることにはなかった。

第2表 旧豊田村における主要農産物の作付面積（1914年～1985年）

（単位：ha）

	1914	1926	1950	1960	1965	1970	1975	1980	1985
水 稲	171	183	228	231	226	351	350	318	289
陸 稲	26	3	1	31	53	5	1	0	0
大 麦	130	116	112		64	1	—	1	—
小 麦	24	40	46	46	7	1	13	41	
大 豆	42	83	68	29	11	1	3	5	4
小 豆	6	10	6	5	4	2	1	0	0
サツマイモ	15	45	24	16	4	1	0	2	0
ジャガイモ	0	1	11	4	3	1	1	1	1
桑	61	50	63	53	41	15	11	2	0

表中の数値「0」は1ha未満を示し「—」は数値なし。

（「豊田村事蹟簿」および各年次の農業センサスより作成）

本豊田地区における平均的な農家が耕作した水田の面積は畑とほぼ同面積であった。第2表は「事蹟簿」および農業センサスを用いて各年次の旧豊田村の主な農業生産物の収穫面積を示したものである。これによると、旧豊田村における水田の面積は、1914年で171haで全耕地の39.4%、1926年では183.4haで全耕地の43.6%にすぎなかった。1950年には水田が増加しているが、それでも230ha前後にとどまっていた。

機械化以前の水稻作において、田植には多くの労働力が必要であった。1960年頃までの本豊田地区では、田植の時期は6月20日頃から7月上旬にかけてであった。家族の労働力で不十分な場合には、臨時に田植労働力を雇用した。近隣の農家は同様に田植で多忙であったので、この時期にすでに田植を終えていた飯沼地区などから雇用した。聞き取りによれば、1935年頃に約1.2haの水田を耕作していた農家では、世帯主夫婦とその父母を主力とした家族労働力では田植が十分にできず、3～5人の雇用労働力が必要であった。

夏季の草取りは基本的に家族だけの労働力で行なった。7月から8月にかけて1番草、2番草、3番草と3度の草取りをした。このうち1番草と

2番草の場合は木製の棒の先に金属輪を付けた「こすり棒」と呼ばれる器具を転がして、雑草をひっくり返すだけであった。しかし、3番草の際には、腰をかがめて手で草を取らねばならなかった。稲刈りには多くの労働力を必要としたが、田植と異なり、短期間に全ての作業を終える必要がなかったため、これも基本的に家族だけで行なった。稲刈りの時期は早稲が9月末、中稲が10月、晩稲は10月末から11月までであった。

稲の収穫後には緑肥作物としてのレンゲや油を取る目的でナタネなどを作付けすることが多かった。麦類との二毛作も行なわれたが、面積は少なかった。「事蹟簿」によれば、旧豊田村では1914年には水田におけるレンゲの作付面積は15haであったが、1926年には80haに作付けされるようになった。大麦・裸麦の水田への作付面積は1914年には5.8ha、小麦が8.5ha、1926年には大麦と裸麦をあわせて5.0ha、小麦が8.0haにすぎなかった。

畑では大豆、小豆などの豆類と麦類の二毛作が行なわれたほか、養蚕のための桑の栽培も盛んに行なわれた。第2表をみると畑作物の中では大麦、大豆、桑の作付面積が大きかったことが明ら

かである。1914年には大麦は130 ha、大豆は42 ha、桑は61 haが作付けされていた。1926年も同様に大麦(116 ha)、大豆(83 ha)、桑(50 ha)が主な作物であった。第2次世界大戦後、1950年から1960年の間に大豆の作付面積が68 haから29 haへと減少したこと、小麦が1950年に46 ha、1960年に64 haと戦前の水準を上回るようになったといった変化がみられたが、いずれにしても1960年頃まで麦類、豆類、桑が重要な畑作物であったことには変わりがない。

結城郡は明治末期以降昭和初期にかけて茨城県下において最も養蚕が盛んに行われた地域のひとつであった<sup>33)</sup>。養蚕は多くの労働力を必要としたが、現金収入を得ることができる重要な経営部門であった。とりわけ第2次世界大戦以前の本豊田地区では、水稲作からの収入が少ない小作農家にとっては重要であった<sup>34)</sup>。陸田化が進む以前には、川沿いの低地や、集落の西側の自然堤防上に多くの桑畑があった。聞き取りによると、第2次世界大戦前には本豊田地区のほとんどの農家が養蚕に従事していた。「事蹟簿」からは少なくとも大正初期、昭和初期には旧豊田村全体の3分の2の農家が養蚕に従事していたことがわかる。「事蹟簿」には春蚕、夏蚕、秋蚕をそれぞれ掃き立てた農家数が記載されている。春蚕に従事したのは247戸、秋蚕に従事したのは215戸であった。1926年には春蚕を飼養したのが220戸、秋蚕には240戸が従事した。どの年においても、夏蚕を掃き立てた農家は無かった。

「事蹟簿」からは養蚕の時期がいつ頃であるかは不明である。しかし、近隣の養蚕についての文献から判断して、ここにあげられている春蚕は5月から6月に行なわれたもの、そして夏蚕は7月から8月に行なわれた秋蚕にあたり、秋蚕は9月の晩秋蚕にあたるかと考えてよいであろう<sup>35)</sup>。

聞き取りによれば、1935年頃には春蚕、夏蚕、初秋蚕、晩秋蚕が掃き立てられていた。春蚕は5月から6月にかけて飼養されたものである。大正期から昭和初期にかけて、春蚕では5齢になると桑を枝ごと与える条桑育が行なわれるようになっ

たため、従来に比べると給桑のための労働力を節約することができた。この時代に夏蚕と呼ばれたのは7月に行なわれるもので、「事蹟簿」に記載された夏蚕とは異なるものである。夏蚕や初秋蚕、晩秋蚕では、条桑育は行なわれなかったので、給桑にも多くの労働力が必要であった。しかも7月は、水田の草取りの時期にもあたり、農家にとっては忙しい時期であった。初秋蚕は8月、晩秋蚕は9月にそれぞれ行なわれた。第2次世界大戦中には食糧増産のために桑が伐採され、一時的に養蚕はほとんど消滅してしまった。戦後の1952年頃から再び桑が植え付けられ、養蚕は復活した。しかし化学繊維の普及もあって戦前の規模まで回復することはなかった。農業センサスによれば、旧豊田村では1960年から1965年にかけて養蚕を行なった農家戸数は385戸から145戸へと激減した。桑園の面積もこの時期には53 haから41 haへと減少している。

蚕を掃き立ててから上簇するまでの期間は主屋が作業場として利用された。この時期には、蚕の棚の間に布団を敷いて寝るような状態であったという。このため、家を新築して細かく間仕切りされた現代的な家屋になったことにより、作業場を失ったのを機会に養蚕を止めたという例が少ない。収穫した繭のうち、良質のものは繭のまま古河市の製糸会社へ出荷された。出荷は旧豊田村の養蚕農家を構成員とする養蚕組合でまとめて行なわれた。また質の良くないものは自宅で着物などに加工して自家消費された。

大麦は主に自家消費され、換金作物としては重要ではなかった。麦類は10月末から11月にかけて播種が行なわれ、6月初旬に収穫された。麦類の後の夏作としては大豆やジャガイモ、サツマイモが栽培された。大豆は9月には収穫され、その後の畑は麦類の播種まで休耕するか、水田の冬作であるナタネの苗を育てるのに利用された。また、陸稲を作付けする場合は、麦類の収穫が終わらない時期に、麦の畝の間に苗を植えた。ダイコン、キュウリ、ネギ、サトイモなども多くの農家で栽培されていたが、作付面積は小さく、家庭菜

園程度の規模であった。1950年代に入るとより高い収入を求めてタバコの栽培を行なう農家もわずかながらみられるようになった。タバコは一戸当たり20～30a作付けされ、乾燥には2、3戸共同の乾燥小屋が用いられたが、その後大きな発展を見ないまま消滅していった。当時のタバコの乾燥小屋を現在の本豊田地区でもわずかにみることができるが、いずれも使用されていない。

冬季の各農家では、畑での麦類、水田でのナタネやレンゲの栽培のほかに、脱穀後の藁を利用して、農作業に使用する縄や俵、苅がつくられた。この期間に東京へ出稼ぎに行く農家もあったが、数戸を数えたのみであったという。そしていずれも経営規模が小さい農家であった。

## 2) 稲作拡大期

1960年代になると、農業生産に占める稲作の比重が高まった。この動きはまず1960年代初頭の水田単作化と畑地への陸稲の作付けに始まり、次いで畑地の陸田化という過程をたどった。聞き取りによると、水田の単作化は次のような経緯で進んだ。

集落が立地している自然堤防の西端の畑の周辺には「ホック」と呼ばれる湿田が、1970年の圃場整備までであった。本豊田地区の地内には2.2haのホックがあり、作業は共同で行なわれていたが、これらについては基盤整備が行なわれておらず、不整形であった。また排水が悪く、二毛作に適さなかった。二毛作を行なうよりも、水稻単作の方が結果として多くの収入があることが経験的に確認されたこともあって、ホックを単作化することになった。1960年に実行に移され、約13aのホックが水稻単作となった。その結果、従来の水稻と麦類などとの二毛作が行なわれていた水田では10a当りの米の収量が6.5俵(390kg)程度であったものが8.5俵(510kg)にまで増加した。このような顕著な効果が現われたため、翌年以降水稻単作化が進み、3年ほどで、それまではレンゲや麦類との二毛作が行なわれていたほぼすべての水田が単作化された。

また1960年頃には保温折衷苗代の技術が導入

され、植え付けの時期を早め、収量を増加させるのに貢献した。また耕耘機が導入されたのもこの時期である。1960年当時では1台の価格が山林40aとほぼ同額と、高価であったが、従来の役牛を牽引力としたカルチベーターに比べると作業効率が格段によく、1965年頃にはほぼ全戸に行きわたるほどの普及をみた。

従来は桑畑であった小貝川沿いの低地の畑地には、1960年前後に陸稲が作付けされるようになった。第2表によると旧豊田村では1950年には約1haであった陸稲の作付面積が、1960年には31haへと飛躍的に増加した。また、陸稲の収穫農家数は11戸から246戸へと増加した。この要因としては米の価格が高く、高収入が得られたこと、また発動機を使用することによって用水路から用水を汲み上げるのが容易になったことがあげられる。汲み上げられた用水はホースによってそれぞれの畑に5日に一度くらいの頻度であてられた。生育期間が長いため、陸稲単作の農家もあったが、二毛作の場合は小麦と組み合わせられた。その際には小麦が収穫される1か月ほど前の5月中旬頃、畝の間に陸稲が植え付けられた。

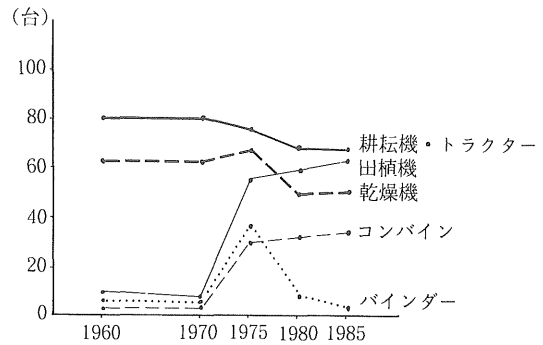
その後徐々に、陸稲が作付けされていた畑の陸田化が進められた。用水は畑に掘られた井戸から得られ、U字溝によって配水された。聞き取りによれば、この技術は伊奈村からこの地区に伝わったものという。本豊田地区では地下水面の水位が高く、10m程度掘れば水が得られた。1つの井戸で約1haの陸田を灌漑することができた。井戸は、耕地が隣接する数戸の農家の出資によって掘られ、共同所有された。また1966年から1967年にかけて実施された中城地区の陸田化事業のような大規模な土地改良もあり、水稻の収穫面積が大幅に増大した。これに伴って畑作物栽培は急激に縮小した。例えば、旧豊田村の大麦の収穫面積は1960年の116haから1965年には64haへと減少し、1970年にいたってはわずか1haとなってしまった。大豆も同様に1960年の29haから1965年には11haとなり、1970年には1haへと減少した(第2表)。

1960年代に畑作物栽培は後退したが、他方では養豚が盛んに行なわれるようになった。本豊田地区の一部の農家で養豚が営まれるようになったのは1950年頃からであった。元来は糞尿を肥料として利用することが飼養の主な目的であり、第2次世界大戦直後に発足した本豊田地区農事研究会でも、糞尿の活用を主体に講習会を催すなどして養豚が奨励された。しかし当時豚肉は高価格であったので、多くの農家が肉豚の出荷を目的とした養豚を始めるようになった。本豊田地区で最も多くの農家が養豚に従事したのは、農業センサスによると1960年のことで、47戸の養豚農家があった。この頃は1戸当りの飼養頭数は少なく、1頭から5頭程度の母豚を飼うのが一般的であった。しかし、1963年の豚肉の高価格化を機に、多頭飼育を行なう農家が増加し、零細な経営規模の養豚農家は脱落していった<sup>36)</sup>。従来は繁殖用の雌豚から子豚を取り、肥育してから販売するいわゆる一貫生産を行っていたが、大規模養豚農家は多数の子豚を購入し、肥育して販売するという方式をとった。豚の価格は時期的な変動が大きく、安価なときに子豚を購入し、高価な時期に販売することで多くの収入をあげることができた。しかし、1970年代になると豚の価格の変動の幅が小さくなり、価格そのものも恒常的に安くなったため、大きな収益をあげることができなくなった。

養豚農家数は1960年を最高に、年々減少したが、豚の頭数は1975年まで増加を続けた。農業センサスによると、1970年には養豚農家戸数が28戸に対して飼養豚頭数は1,047頭、1975年には13戸に対して1,819頭となった。1980年と1985年には養豚農家数はそれぞれ8戸と6戸であったが、飼養豚頭数は1,378頭と1,377頭であった。

### 3) 兼業拡大期

1970年代以降、機械の導入により農業の省力化が可能となった。また、東京周辺における都市化の進行や筑波研究学園都市の建設の影響などがあって、この時期には農業以外の就業機会が増加した。これらは本豊田地区における農業の兼業化を促進した<sup>37)</sup>。



第18図 石下町本豊田地区における農業用機械台数の変化  
(各年次の農業センサスより作成)

本豊田地区における農業用機械の台数の変化を示したのが第18図である。これによると、1960年には耕耘機、米麦用乾燥機がすでに普及していたことが明らかである。1960年における本豊田地区の総農家は107戸であったが、80台の耕耘機、63台の米麦用乾燥機が使用されていた。動力田植機(10台)、バインダー(7台)、自脱型コンバイン(4台)も導入されていたが、まだ台数は少なかった。1970年の圃場整備によって、水田の形態が整形され、圃場区画が30aの面積に拡大統一された後、これらの機械は普及した。1975年には動力田植機が56台、バインダーが37台、自脱型コンバインが30台に増加した。その後コンバインの普及によって1980年に動力刈取機は8台へ激減したが、1975年以降のその他の機械の台数には大きな変動はない。このような機械化の進展によって、稲作に必要な労働力は急速に減少した。さらに、これらの機械の導入により、それまでは盛んに使用されていた蒔や俵などの需要がほとんどなくなり、これらを製作する必要がなくなったため、冬季に時間の余裕が生じた。

こうして生じた労働力の剰余は農業外に向けられた。第17図にみられるように、1965年以降の旧豊田村域では兼業農家の戸数が専業農家の戸数を上回るようになった。本豊田地区では旧豊田村全体の水準を上回る勢いで農業の兼業化が進行した(第3表)。1960年の時点ですでに、本豊田地区

第3表 石下町本豊田地区における農家数と  
作物の作付面積の変化

年次		1960	1970	1975	1980	1985
農家数 (戸)	総農家数	107	111	109	106	105
	専業	57	11	2	2	3
	第1種兼業	29	52	46	22	8
	第2種兼業	21	48	61	82	94
作付面積 (ha)	稲	72.8	106.5	103.4	87.0	80.2
	麦・雑穀	56.7	2.7	0.1	8.1	17.4
	いも類	5.9	0.5	0.1	0	0.1
	豆類	8.3	0.4	0.7	0.8	1.0
	工芸作物	11.1	2.2	1.0	0.4	0.2
	野菜	6.9	1.9	1.1	0.5	0.5
	花木	0	0	1.1	0.7	0.6
飼料作物	0.1	0.6	0.2	0.4	0	

表中の数値「0」は加付面積 0.1 ha 未満を示す。  
(各年次の農業センサスより作成)

では専業農家(57戸)と兼業農家(50戸)の戸数がほぼ同数になっていた。1970年には111戸の農家のうち100戸が兼業農家となった。1975年には109戸の農家のうち、107戸が兼業農家、専業農家はわずかに2戸となった。また兼業農家の内訳をみると、1960年には第1種兼業農家は29戸、第2種兼業農家は21戸と第1種兼業農家の戸数が多かったが、1970年には第1種が52戸、第2種が48戸とほぼ同数になり、1975年ではそれぞれ46戸、61戸と逆転してしまった。1980年には第1種兼業農家の22戸に対して第2種兼業農家は82戸とその差はさらに拡大し、1985年には第2種兼業農家の戸数は94戸となった。

1975年以降の兼業従事者数の内訳は、恒常的勤務に就いている者が140人前後で最も多く、自営兼業が110戸前後であった。また、出稼ぎは全く無かった。1963年から筑波研究学園都市の建設が始まり、隣接する豊里町(現つくば市豊里地区)などで日雇労働の機会が増加した。それ以前の恒常的勤務先は本豊田地区内の瓦工場や石下町の中心部などの中小企業や官公庁が中心であり、農業

以外の就業機会が多いとはいえなかった。また、学園都市建設が始まった頃から自家用車の普及したこともあって、土浦市、つくば市などに通勤の範囲が拡大していった。わずかではあるが現在では関東鉄道常総線を利用して東京へ通勤する例もみられるようになった。

こうした状況にあって、農業の中心は労働力のかからない水稲作へとますます集中することになった。現在でも多くの農家で1~2haの水田を所有しているが、機械化によって1日ないし2日で田植や収穫が済むようになった。そのため、勤め先の休日を利用して稲作を続けている場合が多い。除草剤や農薬、化学肥料を大量に使用するようになって、草取りを初めとする煩雑な農作業の手間も省けるようになった。

1970年から米の減反政策が始まり、次第に転作が強化されていったが、1960年頃から盛んに造成された陸田は従来からの水田に較べると土地生産性の上でやや劣っていたことと、畑作物への転換が容易であったため、まず減反の対象となった。転作物としては小麦が奨励された<sup>36)</sup>。そのため、小麦の作付面積は1970年から1975年頃には大幅に減少していたが、第2表や第3表にみるように、1980年以降麦類の作付面積は増加に転じた。本豊田地区では1975年の麦類の作付面積は0.1haに過ぎなかったが、1980年には8.1ha、1985年には17.4haへと増加した。その結果、小貝川沿いの低地や集落の周辺の陸田は、現在ではほとんどが小麦の作付地となっている。これらの耕地では冬季に小麦が作付けされるのみで夏季には利用されていない。小麦の播種は自家で行なうが、収穫は農協のライスセンターに委託するという農家が多い<sup>39)</sup>。播種さえも近隣の農家に委託している農家もある。小麦を作付けせずに芝畑としている例がわずかにみられる。芝の収穫は契約した会社がすべて行なうため、芝に関して農家が行なう主な農作業は、草取り、除草剤散布である。しかし、土壌が芝畑に適していないことからそれほど普及していない。

## V-2 本豊田地区における農家経営

### 1) 本豊田地区の農業経営の概要

1985年の農業センサスによると、本豊田地区の総農家数は105戸で、そのうち専業農家が3戸(総農家数の2.9%)、第1種兼業農家が8戸(同7.6%)、第2種兼業農家は94戸(同89.5%)であった。さらに3戸の専業農家のうち男子生産年齢人口のいる農家は1戸にすぎない。ほとんどすべての農家が兼業農家であり、本豊田地区は農家の兼業化が極めて進行した地区といえる<sup>40)</sup>。

総経営耕地面積は10,662aで、一戸当たりの経営規模は102aである<sup>41)</sup>。前述のように、1960年頃に主に集落と小貝川の間の畑にポンプ灌漑施設が作られ、陸田が造成されたこともあって、現在では総耕地面積の93.4%に当たる9,960aが田となっている。また、水稲は本豊田地区のすべての農家で栽培されており、農産物の販売がある102戸のうち96戸までが稲作を農産物販売金額1位部門としている。その他には、1戸が施設園芸を、5戸が養豚を農産物販売金額1位部門としている<sup>42)</sup>。水稲の収穫面積は総収穫面積10,015aの80.1%に当たる8,026aである。このように水稲作は本豊田地区の農業経営において極めて大きな地位を占めている。

本豊田地区における水稲の収穫面積は、1970年の10,497aをピークにしだいに減少してきている。これは、米の生産調整政策が1970年度から始まり、さらに1978年度からはそれが強化されたことが大きな要因になっていると考えられる。現在では田の面積の32%に当たる3,057aが転作の対象となっている<sup>43)</sup>。現在の主要な転作物である小麦は、1975年には1戸の農家が6aを栽培しているにすぎなかったが、1985年には60戸の農家が栽培するようになり、その収穫面積は1,667a(総収穫面積の16.6%)に達した。このように現在では小麦作が水稲に次ぐ主要部門となっている。しかし、農業経営の中心はあくまで水稲作である。

### 2) 主要農業部門の活動

ここでは、本豊田地区における主要な農業経営

部門である水稲作と小麦作について記述することにしてしよう。

#### a. 水稲作

石下町では現在、水稲作付面積の93%が銘柄米のコシヒカリとなっており<sup>44)</sup>、本豊田地区でもほとんどの農家がコシヒカリを栽培している。その農作業としては、前年の収穫が終わった後の9月末に1回目の耕起が行なわれ、12月末に2回目、年が明けて、3月の中旬に3回目の耕起がなされる。播種の準備は3月の下旬から始まる。前年に収穫され、保存されていた種もみを塩水選し、消毒し、水に浸しておく。この水は毎日交換する必要がある。播種の直前に40℃程度の温水で芽出しをする。4月初旬に田の土に化学肥料を混ぜたものを入れた育苗箱に播種機を用いて播種し、ビニールハウスの中にこれを入れ、育苗する。播種後20～22日で本田に移植するが、その間、水管理と換気が必要である。田植時期は4月下旬～5月上旬となる。それに先だって、4月中旬から水田に化学肥料を基肥として入れ、代かきを行なう。田植機を用いる現在は1日に1～1.5haの田植作業が可能である。田植後は1週間～10日後に除草剤を散布する。病害虫の防除は、町が空中防除を実施するために、個人で行なうことは少ない。この空中防除は7月中旬と8月初旬に行なわれる<sup>45)</sup>。その後は水管理が中心となり、圃場周囲の除草なども行なう。中干しは入梅前、6月末である。追肥は稲の生育状況に応じて、2～3回施される。刈取りは、自脱型コンバインを用いて、9月10日頃から始まり9月末には完了し、刈取りの当日に乾燥機で乾燥される。その後、検査、出荷となる。

#### b. 小麦栽培

小麦栽培の場合、あらかじめ耕起された圃場に薬剤でくるんだ種子が11月初旬に播種される。この作業には2条播きの播種機を使用する。その後、すぐに除草剤を散布する。後は、12月末と1月にローラーを用いて麦踏みをするのみで、追肥を施したり中耕や土入れなどは行なわない。そして、6月15日～25日頃に収穫をする。刈取り、



乾燥・調整作業を農協のライスセンターに委託している農家もある<sup>46)</sup>。収穫後は次の播種期まで除草の目的を兼ねて数回耕起する。このように小麦作はほとんど手間を要しないため、小麦価格は低い、耕地に作付けしないで除草管理だけをするより、わずかながら小麦の転作補助金<sup>47)</sup>が入るといことで、農家は小麦を栽培している。

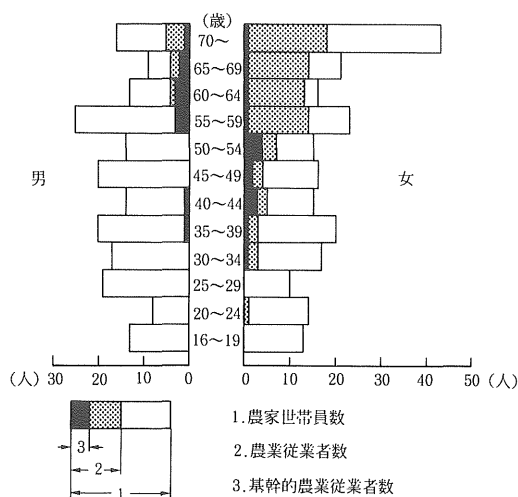
### 3) 農家の就業構造と農家経営

上で述べたように、総農家数の89.5%が第2種兼業農家と、本豊田地区は極めて兼業化が進んでいる。16歳以上の性別・年齢別の農家世帯員数と農業従業者数、さらにそのうち基幹的農業従業者の数を示したものが第19図である<sup>48)</sup>。まず農業従業者数をみると、男性では35～39歳層と40～44歳層にそれぞれ1人ずついるのを除けば、55歳以上層に集中している。女性の農業従業者も、20～24歳層に1人いるほかは、すべて34歳以上である。男性、女性ともに高齢者層のほうに農業従業者が多いことがわかる。さらに基幹的農業従業者の数をみると、男性の場合は前述の農業従業者とほぼ同様の傾向があり、女性では高齢者層は少なく、40～54歳層が中心となっている。つまり、女性の高齢者層は農業の他には従事していな

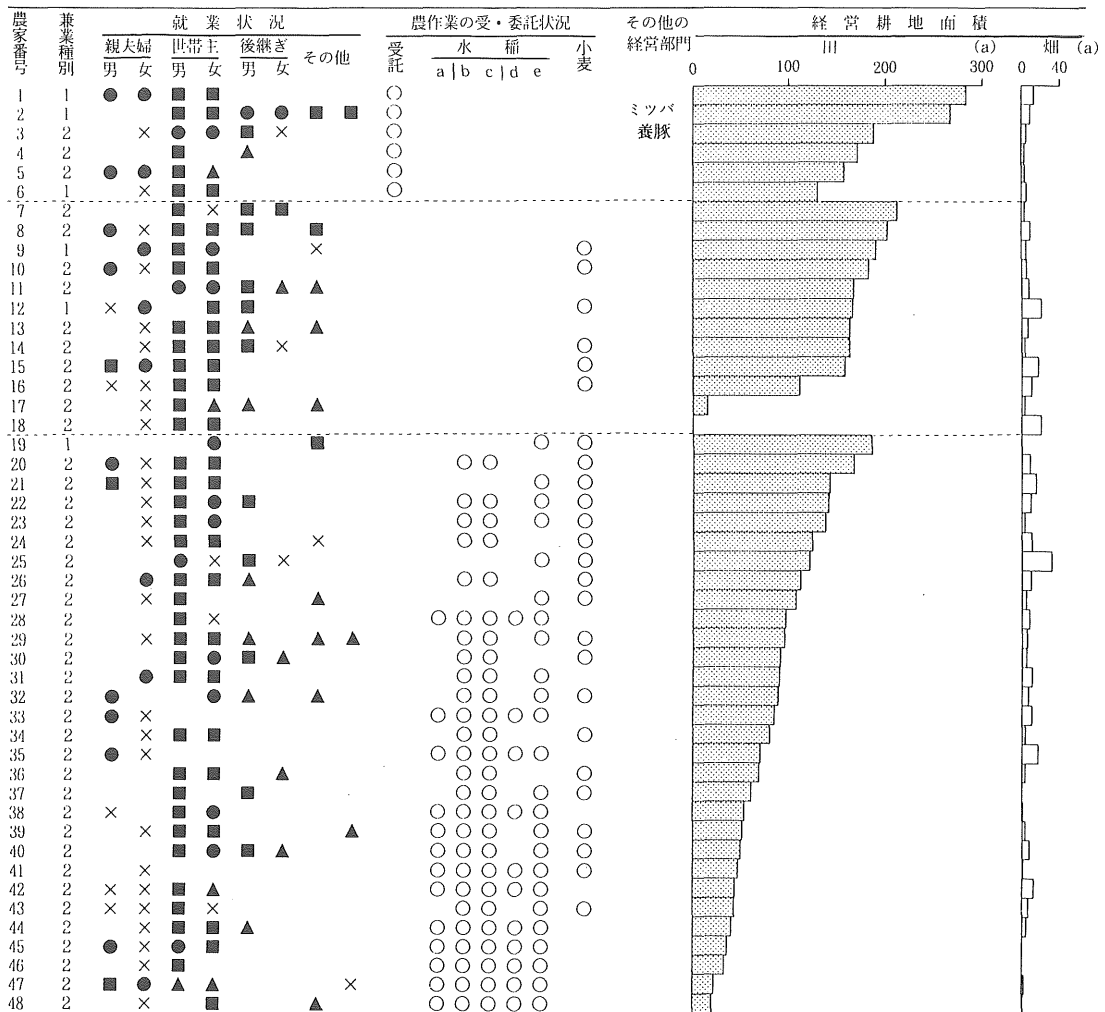
いが、農家の農業経営の中心とはなっていないといえる。このように、本豊田地区の農業は男性高齢者層と女性中年層がその担い手となっているのである。

農家の就業構造をさらに詳しく検討してみよう。第20図は上宿および北宿の自治会区の農家の兼業種別、就業状況、経営耕地の面積、農作業の受・委託状況、さらに水稲、小麦作以外の経営部門を示したものである。ここに取り上げた農家48戸はすべて兼業農家であり、そのうち42戸が第2種兼業農家である。ここでは、農作業の受・委託状況に注目し、農作業を受託している水稲作受託農家（農家番号1から6）、水稲作の作業の受・委託を行っていない水稲作自立農家（農家番号7から18）、および、水稲作の作業を委託している水稲作委託農家（農家番号19から48）の3つの類型に分けた。ほとんどの農家が水稲作を農業経営の中心にしており、水稲作と、小麦作以外の経営部門を有しているのは養豚を取り入れている農家1戸とミツバ栽培農家の1戸のみである。また、大部分の農家の畑の所有面積は10a未満で、その利用は自家消費用の野菜栽培に限られている。そこで、3つの類型のそれぞれの農家を田の所有面積の大きい順に示した。水稲作受託農家と水稲作自立農家の間には経営規模の明確な差異はみられず、水稲作自立農家と水稲作委託農家の一部が同程度の経営規模ではあるが、田の経営規模は、水稲作受託農家が大きく、水稲作委託農家が小さい傾向はみられるといえよう。

第20図においては、就業状況を親夫婦世代、世帯主世代、後継ぎ世代とその他の世帯員に分けて示した<sup>49)</sup>。全体的にみると、年齢がおおむね40歳、50歳代である世帯主世代では、男性、女性ともに自家農業と兼業に従事している者が多い。特に、男性では、41人中36人と、ほとんどの者が農業と兼業の両方に従事しており、兼業だけで農業にたざさわらないものは1人にすぎない。世帯主世代の女性では、自家農業だけに従事している者が10人存在する一方で、兼業だけの者も4人いる。後継ぎ世代では、農業を行なわないものが多



第19図 石下町本豊田地区農家の性別・年齢別人口構成および農業従事者数 (1985年農業センサスによる)



兼業種別 1: 第1種兼業農家 2: 第2種兼業農家  
 就業状況 ●: 自家農業だけに従事 ■: 自家農業と兼業の従事 ▲: 兼業だけに従事 ×: その他  
 農作業の受・委託状況 a: 育苗, b: 耕起, c: 代かき, d: 田植, e: 稲刈り・脱穀  
 ○ 作業を請け負った, または当該作業を請け負わせた

第20図 石下町本豊田地区における農家の農業経営  
 (石下町役場資料, および1989年5月の聞き取り調査による)

く、男性で19人中7人、女性では10人中5人が兼業のみに従事している。親夫婦世代では、兼業に従事する者は少なく、自家農業だけに従事している者が多い。一方、水稲作委託農家に兼業だけに従事している者が比較的多くみられることを指摘できるほかは、3類型それぞれの就業状況の明確な差異はみられない。大部分の世帯主世代は兼

業に従事しつつも自家農業にたずさわっていることや、親夫婦世代で自家農業に従事している者は経営規模や農作業の受・委託状況にはあまり関係なく分布していることなどを考えると、農家の農業経営の中心となっているのは世帯主世代であり、それぞれの農家の事情によって親夫婦世代が自家農業に従事している場合もあるとみることが

できそうである。

ここで取り上げた 48 戸の農家のうち、4 分の 3 にあたる 36 戸が農作業の一部を他の農家などに委託している。さらに、30 戸の農家は水稲作の作業を委託しており、上で分類した水稲作委託農家となっている。委託されている作業は、水田の耕起や代かき、稲刈り・脱穀が多く、小麦作の作業委託も多くみられる。水稲の育苗や田植を委託している農家は水稲作委託農家の約半数の 13 戸であり、こうした作業を委託している場合は、耕起、代かき、稲刈り・脱穀といった他の作業も同時に委託している。これから、水稲作の作業委託には、耕起や代かき、稲刈り・脱穀などの作業を委託する段階と、これらに育苗や田植も合わせて委託する段階があると考えられる。後者の段階では、育苗から稲刈り・脱穀までの水稲作の主要作業のほとんどすべてが委託されることになり、自らが行なう作業は水管理や除草剤散布程度となる。

すべての主要作業を委託している農家には、経営規模の小さいものが多い。耕起、代かき、稲刈り・脱穀といった作業はトラクターや自脱型コンバインなどの大型の農業機械を用いるものであり、特に小規模層の農家はこうした高価な機械を所有せず、他の農家に作業委託しているのである。さらに小規模層に限らず、所有している機械が老朽化した場合は、これを買替えることはせずに作業を委託する傾向がある。また、なかには農地を貸付けてしまって、実質的には離農したのもわずかであるがみられる。

以下では、水稲作受託農家および水稲作委託農家の事例農家と、特殊な事例として、農地貸付け農家、ミツバ栽培農家、養豚農家を取り上げ、本豊田地区の農家経営の状況をさらに詳しく検討してみよう。

#### a. 水稲作受託農家

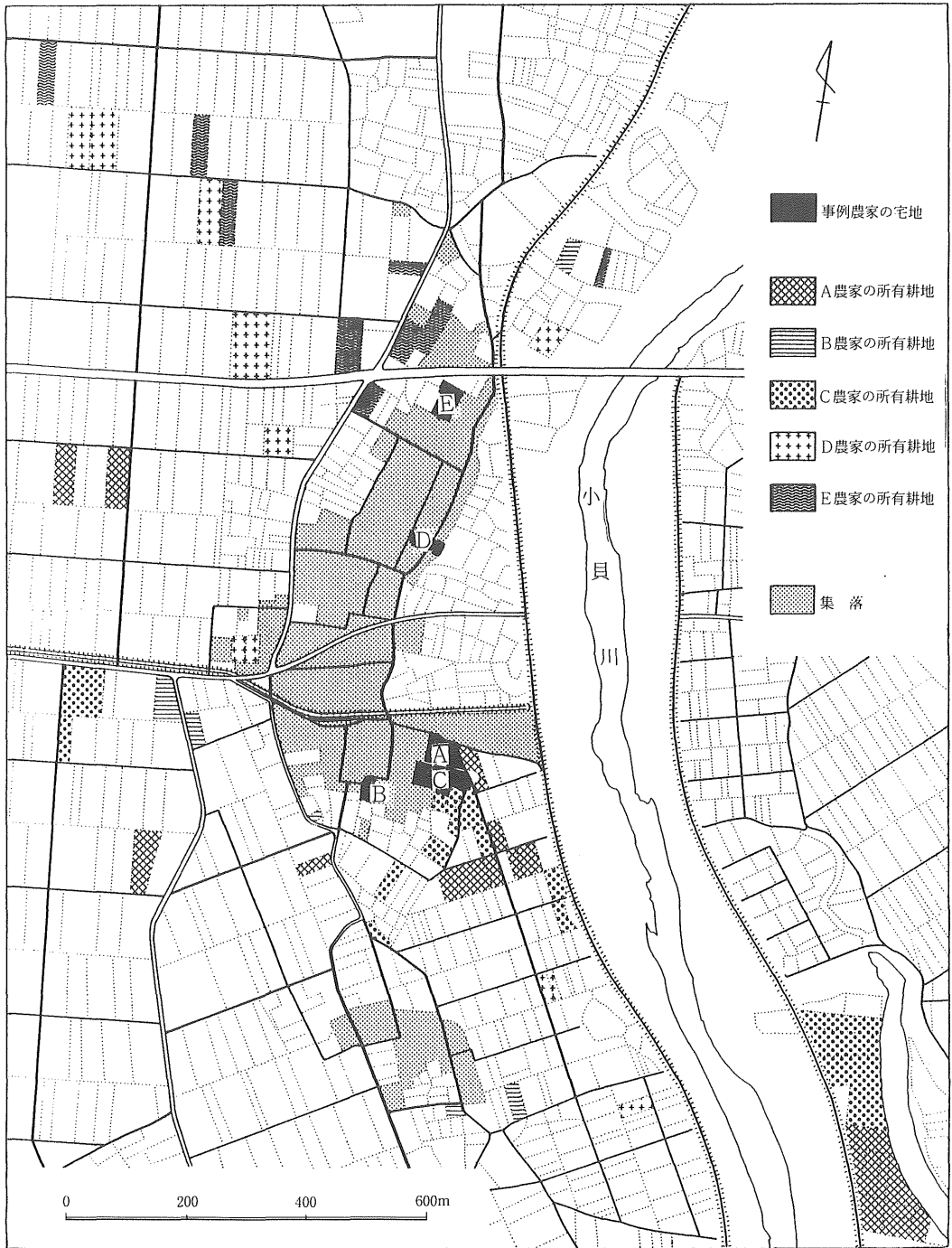
ここで事例として取り上げた A 農家の構成員は、世帯主夫婦（夫 42 歳、妻 41 歳）、父 66 歳と母 66 歳と子供 2 人である。農業に従事しているのは世帯主夫婦と父と母である。A 農家は、水田

100 a、陸田 183 a、畑 18 a を所有しており、耕地の分布状況は第 21 図に示したようになっている。水田 100 a および陸田 100 a で水稲を、陸田 83 a で小麦を栽培している。その他、畑では自家消費用の野菜などを栽培する。

世帯主夫婦は兼業にも従事しており、夫は建設業の臨時雇、妻はハンドバッグ縫製の内職を行っている。農作業にはおおまかながら世帯員の中で役割分担があり、世帯主夫婦が耕起、代かき、田植、稲刈りなどの機械を用いる作業を主に受けもつ。夏季の稲の水管理などの毎日の作業や稲の育苗などは父が、自家消費用の野菜などの栽培は母が行なっている。A 農家は各種の農業機械を所有し、水稲作の耕起、代かき、田植、稲刈り、乾燥・調整の作業を集落内の 5 戸の農家から合計 250 a を、稲刈りのみを同様に集落内の 2 戸の農家から請負っている。また、逆にこの農家から世帯主の妻の実家が、夏から秋の間、陸田 83 a を借りてハクサイを栽培している。

#### b. 水稲作委託農家

B 農家の世帯員の構成は、世帯主夫婦（夫 42 歳、妻 41 歳）、父（73 歳）と子供 2 人である。農業に従事しているのは世帯主夫婦であるが、実質的には妻 1 人である。世帯主はつくば市豊里地区に自動車修理工として通勤している。妻は自家農業のみに従事している。この農家は水田 33 a、陸田 34 a、普通畑 1 a を所有しているが、第 21 図のように、耕地は宅地から比較的離れて分散している。水稲の栽培面積は 33 a で、陸田ではなく元からの水田を使用している。耕起、代かき、田植、稲刈り、乾燥・調整の作業は集落内の他の農家に委託しており、除草剤散布や水管理などが自分で行なう作業である。陸田 34 a のうち 19 a では小麦を栽培しているが、この作業も集落内の他の農家に委託しており、B 農家は転作補助金だけを受けとっている。夏季には陸田の一部で、そば、豆類、いも類が作られている。堤外地の陸田 15 a は親戚に貸付けられ、そこでは小麦が栽培されている。



第 21 図 石下町本豊田地区における事例農家の耕地所有状況  
(聞き取りにより作成)

### c. 農地貸付け農家

本豊田地区では兼業化の進展により、農作業の委託が多くみられるが、農地を全面的に他の農家に貸付けているものは少ない。C農家はその事例である。この農家は、世帯主が本豊田地区内の瓦工場の手伝いに出るようになる1965年頃までは専業農家であった。それまでの農業経営は、水稲作とその裏作の小麦やナタネの栽培を中心に、養蚕と野菜栽培を組合わせたものであった。ただし、野菜作としては、水稲や小麦、養蚕の作業が暇なときにイチゴやキュウリをわずかに栽培した程度であり、農業経営の中心は水稲作であったといえる。

1965年頃には田の裏作が中止され、続いて1967年頃には養蚕も中止されて水稲専作となった。こうした農業経営の変化とともに、世帯主の農外就業の重要性が増し、1980年には独立して屋根施工業を営むようになった。兼業の仕事が忙しくなると、主要な農作業は他の農家に委託され、世帯主の父が田の水管理などをするのみとなった。1987年に父が亡くなったのを契機に、自家消費用の野菜を栽培する畑を残してすべての農地を貸付けるようになった。現在では陸田240aと水田60aが水海道市沖新田の農家に貸付けられ、そこでは、水稲220a、小麦80aが栽培されている。小作料は10a当たり米3俵である。また、10a当たり2万円の高生産性農業構造確立推進費がC農家に交付されている。

### d. ミツバ栽培農家

D農家は、ミツバの水耕栽培を取り入れた、本豊田地区では数少ない自立型農業経営<sup>50)</sup>を行なう農家である。世帯主夫婦（夫64歳、妻60歳）、後継ぎ夫婦（夫33歳、妻35歳）と世帯主の兄夫婦（夫75歳、妻73歳）によって農業が営まれている。ミツバの水耕栽培は1985年に後継ぎ夫婦がそれまで勤めていた農協を退職し、新たに始めたものであり、現在は世帯主の兄夫婦もこれを手伝っている。この農家は集落の北西に水田210aと集落の周囲にかなり分散して陸田65aを所有しており、ミツバの他の農業経営部門として、水

田で水稲、陸田で小麦と他用途利用米、芝を栽培している。また、他の農家の水稲作業の一部を請け負っている。

ミツバの水耕栽培は660㎡のビニールハウスを利用して周年的に行なわれている。ビニールハウスを建設する敷地は、この農家の所有地では比較的宅地に近く、周囲に建物があって風当たりが少ないところが選択されている。ミツバ栽培の作業はまず、一晩水に浸した種子をベンレート100倍液で消毒し、脱水機で水切りする。これを冬季には17～18℃に調節された育苗機に、夏季には温度が上がりすぎないように冷蔵庫の野菜室に入れて芽出しをする。芽出しに要する日数は冬季で7～8日、夏季で4～5日である。芽出しされた種子はウレタンを敷いたケースに播種され、温室の中で緑化される。種子を播くケースは、水稲の苗箱と同寸法であるが、水が漏れないように穴なしのものをを用いる。これには、冬季で12～13日、夏季で8～10日を要する。さらに、30個の穴があいた縦60cm横70cmのパネルに移植される。穴にはスポンジが詰められており、ここにミツバを定植するようになっている。これを温室の中央に向かってわずかに傾斜した台に取り付け、水耕肥料を溶かした水を流す。主要な肥料成分の濃度はECメーターという肥料濃度計によって自動的に調節される。また、冬季に温室内の温度が7℃以下になると自動的にボイラーによって加温されるようになっている。このようにして、冬季で定植後55～60日、夏季では30～35日で出荷できるようになる。朝のうちに収穫されたミツバは下葉を取り除き、根を切る調整作業がなされ、1束75gに袋詰めされ、さらに10束がひとつのケースに入れられて出荷される。このような作業が繰り返されて年間8～9回転の周年栽培がなされている。この農家は毎日50～60ケースを農協を通して出荷しており、主な出荷市場は東京新宿市場を中心とした関東の市場である。

### e. 養豚農家

E農家は、現在では本豊田地区における唯一の養豚農家である。養豚を開始したのは1950年頃

で、繁殖豚1頭を購入して仔取り生産を始めた。その当時は軒先の簡易の豚舎で飼養していたが、1955年頃になると、宅地に隣接した敷地に逐次独立した豚舎を建設し、一貫生産に移行するとともに、しだいに繁殖豚の頭数を増やしていった。この農家は1962年頃まで養蚕も行っており、当時は水田における水稲栽培を中心とし、養蚕、養豚、野菜栽培を組合わせた農業経営を行っていた。その後、1960年代後半から1970年代初めの多頭育化の傾向に従い、年間200頭を生産するようになったが、1975年頃には作業量を軽減するために肥育経営に移行している。

この農家は集落の北西に合計99aの水田と宅地に比較的近接して92aの陸田を所有している。現在の養豚以外の農業経営部門は水稲と小麦の栽培であり、陸田の60aを小麦に転作し、その他の田で水稲を栽培している。また、畑100aを借入れてそこで小麦を栽培しているほか、集落内の農家3戸から水稲栽培の作業の一部を請け負っている。農業には世帯主夫婦（夫61歳、妻60歳）が従事しており、つくば市谷田部地区に通勤している息子（35歳）が会社の休日に農業を手伝っている。

この農家の養豚では現在、肥育経営の養豚が行なわれている。生後約60日、体重25kg程度の肥育素豚を農協を通して購入している。飼料のほとんどすべてが農協から購入した配合飼料であり、不断給餌法で与えられている。また、豚舎の床におがくずを60cm程度の厚さに敷きつめて水をかけて湿らせ、それにテトラ菌を混ぜることにより、菌が糞尿を分解するため、清掃と糞尿の処理が不要になっている。4～5か月肥育されて体重が100kg程度になった豚は下妻市にある経済連の屠殺場に送られる。この農家は現在年間100～120頭を生産している。

このように、養豚を取り入れた農業経営ではあるが、養豚の農業収入に占める割合は全体の20%程度と低く、農業経営の中心となっているのは水稲栽培である。

#### 4) 農家の兼業

第4表、第5表は、本豊田地区の農家の兼業を分析するために、上宿および北宿の自治会区において実施した聞き取り調査により作成したものである。勤務先などの不明なものがあるためそれぞれの合計は必ずしも一致しない。まず、兼業に従事した者を恒常的勤務、臨時的勤務および自営業の3つに分類すると、兼業従業者99人中24人が自営業に従事しており、全体の約4分の1とかなり高い割合を示している。その職種としては、不動産業経営やこの地区に古くから存在する瓦工業をはじめ、工務店経営、大工などの土木・建築関係がみられた。

一方、恒常的通勤者は67人おり、兼業の中心は恒常的通勤兼業といえよう。さらに、職種を事務員・教員などの事務的職種と工員・運転手などの現場職に分けると、現場職が46人と約3分の2を占めている。特に男性は現場職の割合が高い。こうした職種に従事しているのは年齢層別にみると、男性は30歳代が女性40歳代が中心となっている。事務員・教員などの事務的職種では、男性、女性とも比較的若い人が多く、特に30歳代以下の女性でその割合が高くなっている。

また、勤務先を検討してみると（第5表、第22図）、集落内を含む石下町とつくば市や水海道市、下妻市など近隣の市町村が中心となっていることがわかる。石下町外では、つくば市豊里地区や水海道市の大生郷地区などが多く、本豊田地区からの通勤の範囲はそれほど広くないといえよう。30歳代以下の男性では、大生郷の工業団地や谷和原村の工場などの県西地域に比較的近年進出してきた工場に通勤しているものが多い。学業を終えた時点でこうした工場などに就職しているようである。40歳代以上の男性には石下町内に通勤しているものも多く、勤務先の業種は土木・建設関係が中心で、本豊田地区内の瓦工場や工務店も含まれている。30歳代以下の女性には、大生郷などの近隣の進出工場に工員として、あるいは学校や病院などの事務員として通勤しているものがみられた。40歳代以上の女性では、勤務先は石下町内や

第4表 石下町本豊田地区（上宿・北宿）の農家世帯員の兼業種類

(単位: 人)

	恒常的勤務		臨時的勤務	自営業	計
	事務員・ 教員など	工員・運 転手など			
男					
20歳代以下	3	6	0	1	10
30歳代	2	11	0	2	15
40歳代	3	5	3	4	15
50歳代	1	6	0	3	10
60歳代以上	0	2	4	3	9
小計	9	30	7	13	59
女					
20歳代以下	5	3	0	0	8
30歳代	5	3	0	1	9
40歳代	2	6	0	7	15
50歳代	0	3	1	2	6
60歳代以上	0	1	0	1	2
小計	12	16	1	11	40
計	21	46	8	24	99

(1989年5月の聞き取り調査による)

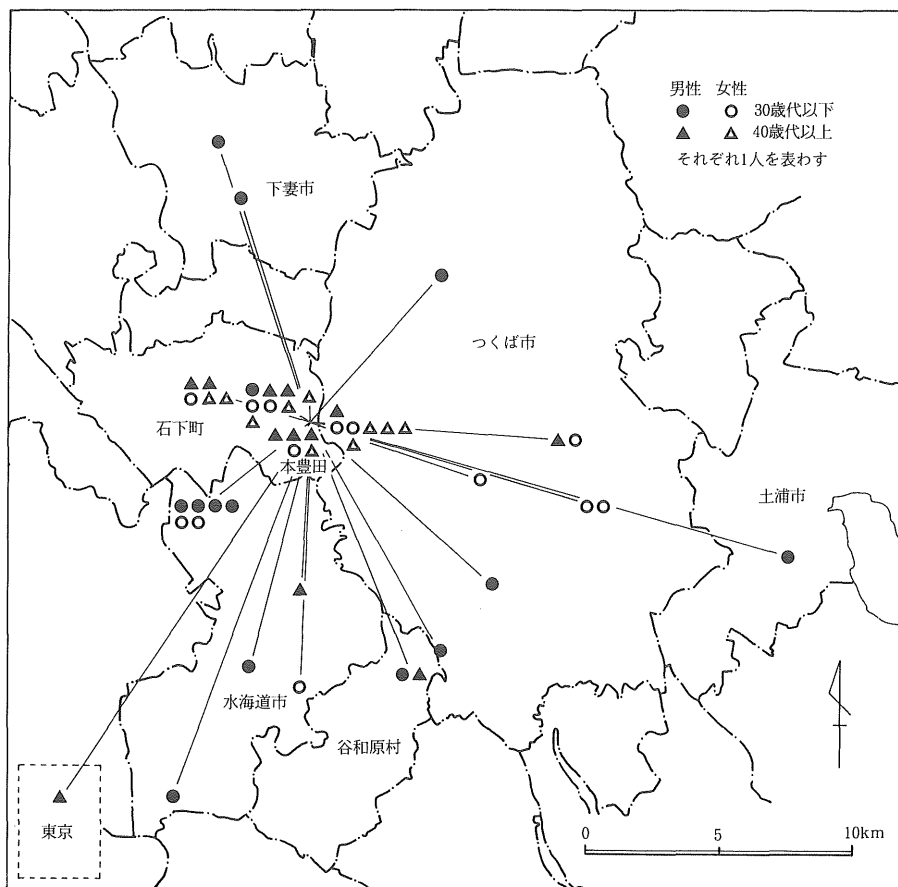
第5表 石下町本豊田地区（上宿・北宿）の農家世帯員の恒常的勤務先

(単位: 人)

	本豊田	その他 石下町	つくば市	水海市	下妻市	伊奈町	谷和原村	岩井市	土浦市	東京	計
男											
20歳代以下	0	1	1	3	1	0	0	0	1	0	7
30歳代	0	0	3	3	2	1	1	0	0	0	10
40歳代	1	0	1	3	0	1	1	1	0	1	9
50歳代	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4
60歳代	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
小計	3	5	6	9	3	2	2	1	1	1	33
女											
20歳代以下	0	1	2	3	1	0	0	0	0	0	7
30歳代	2	2	3	1	0	0	0	0	0	0	8
40歳代	0	5	2	0	1	0	0	0	0	0	8
50歳代	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
60歳代以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	2	10	8	4	2	0	0	0	0	0	26
計	5	15	14	13	5	2	2	1	1	1	59

(1989年5月の聞き取り調査による)

注) 男6人, 女2人の勤務先は不明



第22図 石下町本豊田地区の農家世帯員の恒常的勤務先  
(1989年5月の聞き取り調査による)

つくば市豊里地区と近隣地域に集中している。農協や老人ホーム勤務、小規模工場の工員などがみられた。

日雇人夫などの臨時的勤務は数も少なく、男性の比較的高齢者層が中心である。日雇人夫などに従事している人は、農作業との関係で恒常的勤務には従事しにくいと考えられる。また、恒常的勤務でも、比較的休暇が取りやすい土木・建設業の現場職などに従事している人も農作業の制約があるためであろう。

以上みてきたように、本豊田地区の農家の世帯主世代は省力化の進んだ水稲作に専作化し、それによって余った時間を利用し、また安定した収入を求めて、日雇いあるいは時間的に拘束の少ない

労務に就業するようになった。さらに、後継ぎ世代は学業を終えた時点で、近在の近年操業を開始した工場などに通勤するようになった。このように兼業化が浸透している状況のもとで、経営規模が小さい、あるいは農業機械の更新を控えるなどの理由で、農作業の委託が広く行なわれており、比較的大規模の農業経営を行ない、大型の農業機械を所有するような農家がこれらの作業を受託している。しかしながら、借地などで水稲作の規模拡大をはかり、積極的に自立型の農業経営を目指す農家は出現していない。その中で、先端的な技術であるミツバの水耕栽培を導入し自立型農業経営を達成している農家が存在することは注目に値する。現在は農業経営の中心的存在にある世帯主



世代が高齢化していくと、農作業の委託はさらに拡大し、農地の貸付も増えるであろう。そうすると、作業受託や借地で経営規模を拡大して自立型の農業経営を行なう農家が現われる可能性もあると考えられる。

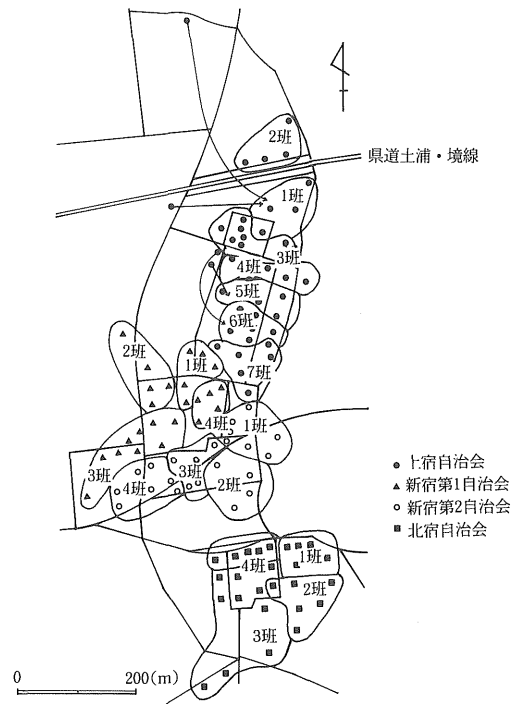
## VI 本豊田における生活組織と生活行動

### VI-1 生活組織

#### 1) 自治組織

本豊田地区では、上宿、新宿第1、新宿第2、北宿、南宿の5つの集落ごとに自治会が組織されている。今回の調査は、北部の4つの集落を中心に行なった。各自治会には下部組織として、班がある。班は、主に家の地域的まとまりに応じて、5～6戸程度で構成されている。上宿自治会は、7つの班に、新宿第1自治会と新宿第2自治会、そして北宿自治会は、それぞれ4つの班に分けられる。しかし、上宿自治会では、他の自治会に比べて戸数が多いことから7つの班を上、中、下と呼ばれるサブグループにまとめている。上は1班と2班と3班、中は4班と5班、下は6班と7班から構成されている。各自治会の現在の班構成は、第2次世界大戦時に編成された隣組組織を継承したものである。第23図に、本豊田地区の各集落、および各班を構成する家の分布を示す。本豊田地区は、小貝川西岸の自然堤防上に立地しているため、南北に細長い形態をしている。集落は、北から上宿、新宿第1、新宿第2、北宿の順に並んでいる。小貝川に流れこむ排水路で分けられている新宿第2と北宿との境界以外、各自治会の間の境界は、道路などの景観要素に基づいてなく、景観的に連続している。このことは、班の境界にもあてはまる。本豊田地区では、分家は、必ずしも本家と同じ班に属するのではなく、その家屋の位置する班に加入する。また、本家と分家が隣接している場合でさえ、班の境界によって区分され、別々の班に属することがある。この点において、各班は、完全に地縁的な組織といえる。

各自治会には、役員として会長が1名ずつ置かれている。その任期は、新宿第2自治会を除いて



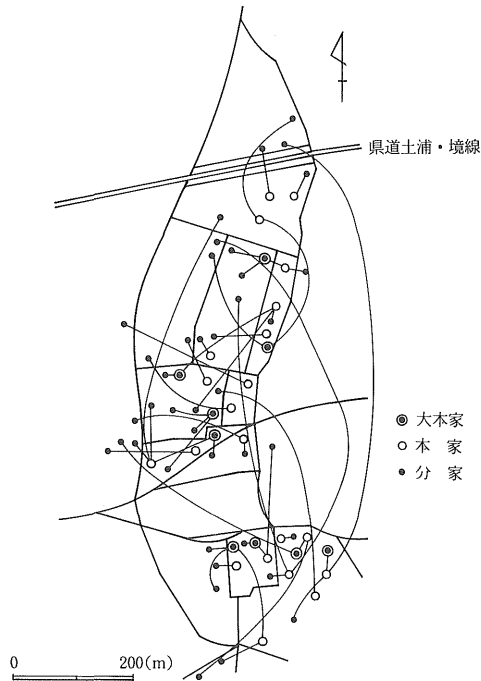
第23図 石下町本豊田地区における班の分布  
(1989年5月の聞き取り調査による)

1年になっている。各自治会では、1月初旬に会長宅もしくは本豊田公民館で全世帯の参加による総会を開く<sup>51)</sup>。この総会において、会長を選出する。また、各班には、輪番制で選出される班長が1名ずつ置かれている。

自治会の機能として、役場からのプリントを配布したり、回覧板を回すといった連絡事項の伝達がある。また、町に納める住民税と固定資産税、水利組合に支払う排水費と用水費の集金や赤い羽根運動の募金の徴収も班長を通して行なわれる<sup>52)</sup>。さらに、6月に行なう消毒防除、8月に行なう下水掃除といった共同作業も自治会単位で実施される。各班は、自治会の末端組織としてだけでなく、後述する各組織の末端組織として、また、冠婚葬祭の際の互助組織としても機能している。

#### 2) 同族組織

本豊田地区における本家-分家関係は、大本家、



第 24 図 石下町本豊田地区における本家－分家関係  
(1989年5月の聞き取り調査による)

本家、そして分家のつながりによって成り立っている。大本家とは、もとは地主であり、この地区の有力者であった家をさす。本家とは、古い年代に大本家から分家し、その後さらに、そこから分家を出した家をさす。第 24 図では、本豊田地区における本家－分家関係を示した。それぞれの家屋の位置をみると、大本家は、集落の中心部、特に新宿第 1 と北宿に多く存在している。また、本家や古い年代に分家した家は大本家の周辺に、最近分家した家は集落の縁辺部に分布している。ただ、本豊田地区では、同族組織の結びつきは弱く、儀礼的つきあいにとどまっている。これは、本豊田地区が昔から洪水などの災害を受けやすく、必ずしも土地条件の良いとはいえない地区であったため、血縁的結びつきより、地縁的結びつきが強くなった結果と考えられる。

本家－分家関係は、1950 年以前でさえ、それほど強い結びつきではなく、冠婚葬祭時以外では正

月やお盆や彼岸になると本家に集まって宴会を催す程度であった。現在では、それもほとんどみられなくなり、冠婚葬祭の際のつきあいに限られている。ただ、この場合でも、班内での互助機能のほうがまさっている。

### 3) 生産組織

#### a. 農家組合

本豊田地区の生産組織のうち、石下町農協、石下町役場と各農家とを結びつける組織として農家組合がある。農家組合は、上宿、新宿第 1、新宿第 2、北宿、南宿の 5 つの集落ごとに組織されており、その構成員と空間的範囲は、自治会のそれにほぼ一致している。しかし、上宿自治会の 2 班、3 班は、非農家によって構成されているため、農家組合に加入していない。各農家組合には 1 名ずつ組合長が置かれている。農家組合の総会は、自治会の総会と同時に行なわれ、そこで組合長を選出する。また、各集落の代表者が集まって、本豊田地区の農業委員、農協の理事を各 1 名選ぶことになっている。農家組合では、減反資料の配布をはじめとする役場や農協からの連絡事項の伝達を各班長を通して行なう。また、班長を通して出された肥料や資材などの注文を組合長が取りまとめて農協に提出する。こうして注文された品物は農協の係員によって各家に配達される。その他、各農家組合では、日曜日を選んで集落周辺の用・排水路の掃除や草刈り、消毒を行なっている。渇水時には、組合員が交替で水番をすることになっている。さらに、組合員の結束の強化と余暇活動を兼ねて、米の収穫後に鬼怒川温泉などに 1 泊旅行に行ったり、草刈りなどの共同作業の後に組合長宅で宴会を催したりする。現在ではなくなったが、1960 年代までは、農業生産の向上をはかる目的で、農家組合で県内や関東近県へ研修に行ったこともあった。他方、各組合長は、後述する共済組合、受検組合の代表者や農協、町役場の係員と一緒に各農家の米の減反実施状況を調査することになっている。

#### b. 共済組合・受検組合

農家組合とは別に、共済組合と受検組合という

組織がある。両組合とも農家組合と同様、上宿、新宿第1、新宿第2、北宿、南宿の5つの集落ごとに組織されており、その構成員と空間的範囲は、自治会のそれにほぼ一致している。各集落の共済組合は、きぬ共済組合石下支部の下部組織にあたる。きぬ共済組合は、水稲、小麦、大麦、家畜、養蚕の不作、病気発生時などにおける被害の状況を調査し、組合員の掛け金と国の補助金により被害者を援助することを目的としている。これは、1985年にそれまで別々の組織だった北海道市と石下町の組合の合併によりできたものであるが、もとは第2次世界大戦直後に組織されたものである。各集落の共済組合では、任期3年の評議員が1名ずつ選出されている。

他方、受検組合とは、元来、俵の規格、重量を検査する空俵検査を行なうための組織であった<sup>59)</sup>。しかし、現在では、農協から出される米、麦の検査の数量の割り当て、日程を各農家に伝達し、検査の前日までに各農家から検査の申請のあった米、麦の数量、品種などを農協に通知することが主な仕事になっている。

#### c. 中城地区陸田組合

本豊田地区では、北宿から南に広がる小貝川沿いの面積12haの陸田の管理をするため1966年に中城地区陸田組合が結成されている。この組合には、本豊田地区の80戸の農家が加入している。中城地区陸田組合の役員には、組合長1名、会計2名、および各集落から1名ずつ選出される班長が置かれている。組合の目的は、陸田における水稲栽培の便宜をはかることである。主な活動は、1日1回井戸水を陸田に供給したり、用水路を清掃することである。井戸水の汲み上げにかかる電気費用(10a当たり作付地で6,000円、休耕地で2,000円)は、班長を通じて各組合員から集金されている。

#### 4) 社会組織

##### a. 老人会

本豊田地区にある社会組織のうち、最も活発な活動を行なっているのは、老人会である。本豊田地区の老人会は、豊寿会といい、石下町老人クラ

ブ連合会(会員約2,000人)に属している。豊寿会は、1965年頃に石下町で老人会を組織した際に結成された。当時の会員は、30名程度であった。1989年の時点では、63名が加入している。豊寿会の加入資格は、60歳以上となっているが、実際には70歳に達すると加入することになっている。豊寿会には、会長1名、副会長1名、会計1名、班長8名の役員がいる。毎年4月3日に総会を開き、役員選出を行なっている。役員選出は、2年ごとに推薦形式で行なわれているが、原則として、役員の変替はなく、現会長は4人目で12年務めている。

豊寿会の活動の中心は、余暇活動である。なかでも1967年に役場の指導によってはじめられたクロッカーは盛んである。クロッカーの練習には、1980年までは長照寺西の空家の土地を使用していたが、その後現在に至るまで八幡神社の広場を利用している。20名程度の会員が、毎日、農作業の終わった午後1時頃から練習している。また、ここの会員は、年に4回、石下町で開催される大会にも参加している。このほかの余暇活動として、年3~6回那須や鬼怒川温泉などへ2泊3日程度の旅行に行ったり、公民館で新年会や忘年会、敬老の日の敬老会を開いて、会食をしている。また、美化活動として、花壇を造ったり、長照寺と龍心寺の墓掃除をしている。この墓掃除は、35名程度の会員の参加によって、年4回、2月と5月と7月と9月に行なわれている。墓掃除の手数料として、班長が7月に各家から年間1,500円ずつ徴収し、これを豊寿会の運営費に充当している。さらに、毎月10日、石下町公民館で開催される交通マナーやばけ対策などの講習会にも10名程度の会員が参加している。1988年度には、本豊田地区が、石下町の老人と子供のふれあいモデル地区に指定された。このため、豊寿会と子供会では、夏休みに小貝川周辺で缶ひろいをしたり、1月に豊田小学校で高齢者と子供がクロッカーをし、料理を作るという機会を設けた。

##### b. 消防団

本豊田地区は、南に隣接する六軒地区とともに

石下町消防団の第3分団第2部を構成している。この第2部は、27歳～34歳の15名の団員で構成されており、団員は準公務員という身分である。そのうち13名の団員が本豊田地区の者である。団員は、不意の出動に備えるため、在宅者に限られている。また、団員には年齢制限はなく、5年間務めると退団することになっている。第2部では、毎年4月1日に退団する人数分だけ補充し、新たな入団者としている。15名の団員は、5名ずつ、3班に分けられている。第2部の役員は、部長（5年生）1名、班長（5年生と4年生）2名、会計長（4年生）1名、会計（3年生）1名で構成されている<sup>54)</sup>。なお、部長は、1つの班の班長を兼任する。これらの役員は、前任者の指名によって決められる。消防団の主な活動には、災害時の際の出動以外に、毎週日曜日の防火訓練、分団全体での訓練、出初式、置場点検、火災予防週間中の夜回り、愛宕神社の祭礼への参加があげられる。ただ、近年では、男性若年層の通勤者が増加したため、消防団への入団者の確保が難しくなってきた。

#### c. 農協婦人部

婦人の組織としては、農協婦人部がある。農協婦人部には、石下町全体で600名程度が加入しており、本豊田支部でも、40名程度が加入している。本豊田支部の役員には、支部長1名、副支部長2名、会計1名が置かれており、任期は2年である。また、各集落には、輪番制で選ばれる1年任期の班長が3～5名いる。本豊田支部の役員選出は、2月に農協支所において班長の話し合いによって行なわれる。農協婦人部の主な活動は、婦人の健康管理をはかることと農協から日用品の共同購入を行なうことである。農協婦人部では、健康管理の一貫として、毎年7月に新治協同病院において婦人の健康診断を実施しており、これには30～40名が参加している。共同購入では、加入者は、年2回班長を通じて半年分の卵、肉類、衣類の注文を行ない、農協の係員が毎月10日頃に注文の品物を各家に配達する仕組みになっている。購入の代金は、毎月、農協貯金の口座から引

き落とされる。これにより加入者は、品物を大量に安価で購入できる。また、農協支所において夏季と年末に講師を招いて料理教室を開いており、これには、20名程度参加している。石下町公民館で催される手芸教室に参加する者もいる。さらに、夏季には旅行も企画、実施されており、1989年には、35名が参加してバスで横浜博覧会と箱根に1泊旅行に行った。石下町全体としての活動に農協婦人部運動会がある。これは、毎年11月に旧町村単位の5チームによる対抗戦方式で行なわれているものである。

#### d. 子供会

子供会は、本豊田地区を1つの単位として、組織されている。子供会には、小学生から中学生までの子供をもつ家が加入している。子供会の役員には、上宿、新宿第1、新宿第2、北宿の各集落の中から1名ずつ計4名が輪番制で選ばれる。さらに10月に公民館で開かれる総会において集落の輪番制によって会長1名が決定される。通常、中学生の父兄が会長を務め、その任期は2年である。役員会は、子供会の行事を行なう際に随時土曜日の夜、会長宅にて開かれる。子供会の予算は、年間1戸当たり500円の会費で賄われており、これは子供の有無にかかわらず、すべての家から徴収される。子供会の活動は、主に夏休みに行なわれる。7月の下旬には、児童と生徒が父兄と一緒に東武動物公園や常磐ハワイアンセンターなどへ旅行に行く。また、ぎおんの祭りでは、神輿かつぎなどに参加する。8月末には小貝川の堤防で花火大会を催す。3月には、卒業生を送る会を行なう。ほかに子供会の活動の一貫として、男子のみを対象とした少年野球のチームがある。

#### e. 青年会

次に、組織は存在するが、活動が盛んでない青年会について述べる。本豊田青年会には、高校卒業以上30歳以下の青年40～50名が加入していることになっている。しかし、実質的な会員は、20名程度にすぎない。役員としては、会長、副会長、会計各1名と集落ごとに連絡員が置かれている。役員選出は、7月25日のぎおん反省会の席

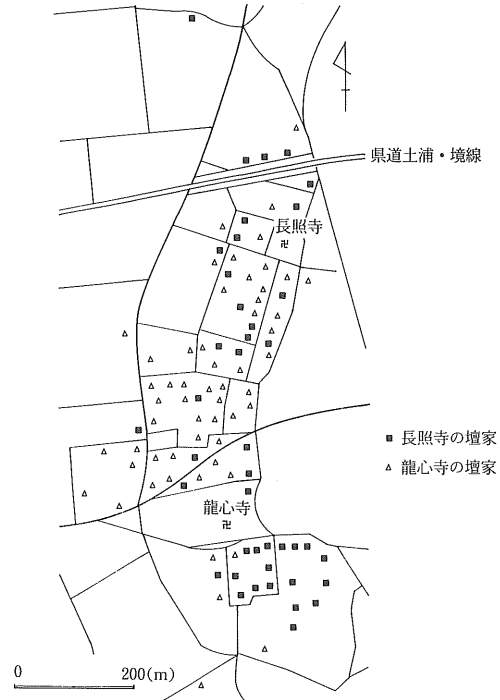
上、先輩による互選で決定される。青年会の運営費は、子供会、青年会、氏子で構成されるぎおん実行委員会への寄付の一部によって賄われている。青年会は、これまでぎおんの準備、実行の中心となって活動してきた。しかし、その活動は、衰退してきており、ここ2、3年では、ぎおんにおいてさえも青年会の神輿が見られなくなってしまった。ほかに、8月15日の盆踊り大会、カラオケ大会、定例会などの活動が行なわれなくなってしまった。このような状況が生じたのは、会員のなかに通勤兼業者が増加したことにより、彼らの時間的余裕の減少から、青年会活動への参加が困難になったことによる。

## 5) 宗教組織

### a. 檀家組織

本豊田地区には、時宗の長照寺と曹洞宗の龍心寺の2つの寺院がある。この地区のほぼ全戸が、この2つの寺院のいずれかの檀家になっている(第25図)。長照寺の檀家は北宿に、龍心寺の檀家は上宿に多く、両寺院の檀家ともそれぞれの寺院から離れて分布している。このような分布になったのは、次のような経緯によるといわれている。もともと本豊田地区で最も北に位置する集落は北宿であり、北宿から長照寺にかけては参道であった。後にこの地区に入ってきた人々は、参道周辺に家を構えて、現在の上宿と新宿第1と新宿第2の集落を形成した。そして、その多くは、龍心寺の檀家になったというのである。

長照寺の檀家の数は、豊田、本豊田、曲田地区を中心に全部で100戸程度であり、そのうち30戸程度が本豊田地区の家である。長照寺の役員には、総代が4名、世話人が26名おり、そのうち本豊田地区の者は、それぞれ2名と10名である。役員は、3年に1回開かれる全体会議において、推薦により選出される。元地主など地区の有力者が役員を世襲するしきたりになっている。長照寺の主な行事として、8月17日のうら盆に行なわれるお施餓鬼がある。この日には、70～80名の檀家の人々が長照寺に集まり、住職が檀家に関係ある祖先の名前を読み上げるなか、家族の中から1



第25図 石下町本豊田地区における長照寺、龍心寺の檀家の分布(1989年5月の聞き取り調査による)

名が代表して焼香をする。旧の10月6日には、30～40名の檀家の人々が一升ずつの米を持参して集まり、戦没者の供養をし、住職の説教を受ける。その後、寺で宴会をする。ほかに、彼岸や4月8日の花祭り、新年会の時にも集まって、祖先の供養をしたり、宴会を催したりする。他に檀家からの要望があれば、本山である藤沢市の清浄光寺への参詣を行なっている。これには、毎回120名程度が参加している。

地区の中心に位置する龍心寺(写真6)は、14世紀に本豊田地区に移転してきた。龍心寺の檀家は約260戸で、それらは豊田、本豊田地区を中心に分布している。そのうち本豊田地区の檀家は、60戸になる。龍心寺に隣接する墓地には、本豊田地区の家の墓しかなく、そのほかの地区の墓は、各地に点在する他宗派との共同墓地にある。龍心寺の墓地では、役員の家や地区の功績者の墓が上座にあり、また、同族の墓は同じ場所に集まる傾



写真6 石下町本豊田地区の龍心寺（1989年5月撮影）



写真7 石下町本豊田地区の八幡神社（1989年5月撮影）

向がある。檀家の役員は、4年に1回改選されることになっているが、これは形式的なもので、事実上世襲になっている。役員は、1名の総代と36名の世話人からなる。総代と17名の世話人は、本豊田地区の者である。役員は、1月15日頃に龍心寺の会館で世話人会議を開き、会計報告や年度計画について話し合う。また、役員は、毎年1戸当たり3,000円の護持会費を徴収する。8月17日のうら盆のお施餓鬼法会では、檀家は住職による説教を聞き、祖先を供養する。また希望者は、年1回石岡で開かれる県曹洞宗檀信徒研修会に参加する。

#### b. 氏子組織

次に氏子組織について述べる。本豊田地区には、中心部に八幡神社が（写真7）、北端に愛宕神社と大日堂が祀られている<sup>59</sup>。本豊田地区の住民は、これらすべての氏子になっている。この氏子組織は、本豊田地区を単位として1つにまとまっており、新しく入ってきた者も氏子になることになっている。氏子総代は、上宿、新宿第1、新宿第2、北宿の4つの集落から3名ずつ合計で12名選ばれる。これは、集落ごとに4年に1回改選されることになっているが、元地主の家で世襲する慣例になっている。また、氏子総代のなかから代表1名、会計1名が選ばれている。

毎年、7月23日～25日には、子供会や青年会と共同でぎおんと呼ばれる祭りをとり行なう。このぎおんは、以前には6月下旬に行なわれていた

が、子供の夏休みにあわせるために、現在の時期に変更されたものである。この祭りでは、子供達が、神輿を担ぎ、山車を引いて、各家を回ったり、豊田小学校で他の地区の子供とともに神輿を担ぎ合ったりする。また、八幡神社には宮司がいないため、ここを管轄しているつくば市上郷地区の金村別雷神社から招いた宮司に祝詞をあげてもらっている。しかし、青年会活動の停滞とともに、祭りは2、3年前から不活発になり、現在では青年会の神輿もでなくなってしまった。現在では、祭りの中心は子供達になってきており、祭礼というより、子供達のレクリエーションに変わりつつある。11月15日には、八幡神社の秋祭りが開かれる。金村別雷神社の宮司に祝詞をあげてもらい、氏子総代が参拝する。この日には、氏子総代が公民館で年1回の総会を開く。また、氏子は各集落ごとに宿と呼ばれる当番の家を集まって、自分の担当した祭り田の収穫状況と耕作にかかった費用の報告をする。祭り田とは、広さ1haの八幡神社の所有地で、上宿と小貝川堤防の間に位置する。各氏子には、この祭り田のなかで耕作を担当する耕地が割り当てられる。しかし、実際の耕作には、氏子が共同で行なっている。当番は、祭り田で収穫された米を換金し、氏子総代に上納金として納めることになっている。また、残余金は、当番宅での宴会費用にあてられる。1月24日と11月24日には、愛宕神社の祭礼が行なわれる。愛宕神社は、火の神様を祀っているため、消防団の祈願祭

になっている。愛宕神社にも、宮司がいないため、祭礼に際には、金村別雷神社から宮司を呼んでいる。他に、9月15日には、將軍様と呼ばれる豊田四郎を祀る祭りが、10月6日には、大日如來の祭りが行なわれる。

### c. 観音講

このほかの宗教組織として、観音講があげられる。この観音講は、各集落ごとに組織されている婦人だけの講である。上宿では、この観音講を十九夜様と呼び、26戸の婦人がこれに加入している。上・中・下の順番で回ってくる当番は、1月に下妻市の子育観音にお札を貰いに行き、それを各家に配ることになっている。8月以外の毎月1回土曜日の夜に当番宅に集まり、観音様の掛け軸を掛け、線香をあげ、赤飯の入った重箱を供える。そして、各自順番に赤飯を一箸ずつ手のひらに取り、それを食べる。その後は10時頃までお茶菓子を食べながら歓談する。北宿では、十七夜様と呼び、28戸の婦人が入っている。1月に、2人の当番が、大和村の雨引観音までお札をもらいに行き、それを各家に配る。北宿では、10月～4月の農閑期だけ観音様の掛け軸を礼拝することになっており、その後会食をする。この観音講も、現在では、宗教的色彩は薄れ、婦人達のコミュニケーションの場として機能している。

本豊田地区において、同族組織のつながりの弱い理由として、次のことが考えられる。血縁的結びつきより、地縁的結びつきのほうが強く、また、それが必要であったということである。本豊田地区が昔から洪水などの災害を受けやすく、必ずしも土地条件の良いとはいえない地区であったため、隣接する世帯で助け合って生活していく必要があったと考えられる。また、本豊田地区では、家屋が密集しており、中心部には新しく家屋を建てる土地がないため、新しく分家した家と本家との距離が生じてしまったということである。このほか、近年では、通勤兼業化の進行により、日常のコミュニケーションの機会が減少したこともその一因と考えられる。

## VI-2 生活行動圏

### 1) 労働圏

1970年以前の本豊田地区における農家の主な就業は農業であったため、農繁期の労働圏は、地区内の耕地に限られていた。その際には、主に徒歩と自転車で移動が行なわれていた。この時期まで、冬の農閑期には地区周辺に就業機会が少なく、東京方面に建設業の出稼ぎに行く者もあった。女性のなかにも、河川の堤防工事や石下町中心部のはたやで賃労働に従事する者もいた。このように、1970年以前の労働圏では、農繁期と農閑期とで季節的変動がみられた。

1970年代に入って、兼業化、とくに通勤兼業化が進むにつれて、本豊田地区の労働圏は、農業従事者と通勤者の2つの労働圏に大別されるようになった。この時期になると、主な農業従事者は、若・中年層から主婦あるいは老年層に変わってきた。彼らは、地区内の耕地で稲作と家庭用野菜の栽培に携わっている。彼らは、普段、徒歩か自転車または軽トラックで耕地へ向かい、水田での水の管理や除草等を行なっている。

一方、この時期から若・中年層のなかには、恒常的勤務に就くものが多くなってきた。職種では、建築業、自動車修理工、瓦製造などが高い比率を占めているが、若年層では、農協職員や会社員といった事務関係の職業に就く者や近年、茨城県西部地域の工業団地に進出してきた工場に勤める者も多くなってきている。彼らの主な勤務先は、石下町内と水海道市、下妻市、つくば市など近隣市町村である。通勤範囲をみると、おおむね通勤時間が、自動車ですべて1時間の範囲になる。また、中年層に比べて、若年層の通勤範囲は広い傾向がある。このように、本豊田地区の一年を通しての労働圏は拡大した。以上のような変化は、自動車の普及と周辺地域、特に学園都市における就業機会の増大によるものと考えられる。

### 2) 買物圏

1975年以前では、本豊田地区の住民の日用品の主な購入先は、地区内の商店、もしくは小貝川を渡ったつくば市上郷地区の商店街であった。その

当時の交通手段は、主に徒歩と自転車であり、買物の頻度は、ほぼ1日に1回であった。しかし、1975年以降、石下町の中心部にできたスーパーマーケットが、日用品の主な購入先になった。このことは、この時期における主婦専用の自動車の普及の結果でもあり、特に若い世代の主婦に顕著である。また、1980年代に入って、学園都市に立地した大型店を利用しはじめた者も現われた。近年では兼業や農作業への従事で主婦の時間的余裕がなくなったことと大型冷蔵庫が普及したことによって、買物の頻度も少なくなり、週1、2回程度になっている。このほかに、農協による共同購入や自動車で水戸市から行商にくる魚屋を利用する人もいる。

一方、買回品の買物圏も拡大した。従来から利用している石下町、下妻市、水海道市の中心商店街に加えて、最近では、学園都市や取手市にできた大型店も主な購入先となっている。他に、主要道路沿いに立地する電化製品などの量販店や各種専門店を利用する機会が増加している。このような買回品の買物は、月に1、2回休日に家族単位あるいは夫婦単位で行なわれる。

このように、自動車の普及と新しい店舗の立地により日用品と買回品の買物圏は拡大し、購入先の選択範囲は広がった。しかし、兼業化の進展で、買物にあてる時間の減少のため、買物の頻度は増加していない。

### 3) 余暇圏

年レベルの余暇活動では、主に社会組織によるものと家族単位のものに分けられる。社会組織の余暇活動には、老人会、子供会、農協婦人部による1泊から3泊程度の旅行がある。その主な行き先は、関東近県の観光地で、老人会では温泉地、子供会では遊園地などと組織ごとに異なっている。旅行の頻度、時期をみても、老人会では時期にとらわれずに年数回、子供会では夏休み、農協婦人部では稲の収穫後とそれぞれの構成員の年間の生活サイクルを反映している。社会組織の余暇活動にみられる特徴は、それぞれ構成員が個人単位でこのような余暇活動を行なうことは難しいと

いう点である。特に、老人においては、老人会で旅行に行くようになる以前は、遠距離の旅行をする機会は多くなかった。家族単位の余暇活動では、夏休みに宿泊を伴う旅行をする例がみられる。その行き先は、関東から中部、北陸地方まで広がっている。この場合の交通手段として、鉄道より自家用車を利用することが特徴である。ただ、子供の成長につれて家族単位での旅行の頻度は減少し、近所の大人だけで旅行する傾向になる。また、兼業農家の多くでは、5月の大型連休は稲の植え付けのため、旅行などの余暇活動にはあてられない。

月・週レベルの余暇活動では、休日に家族で自家用車を使って、学園都市の大型店に買物に行ったり、茨城県南部の観光地に行くという例がみられる。また、子供達は、少年野球やサッカーなどのスポーツ活動に参加したり、友達どうして東京ドームや東京ディズニーランドへ遊びに行く。しかし、若・中年層では、その多くが通勤兼業者であるため、休日を農作業にあて、余暇活動を行なう機会が少なくなっている。

日レベルの余暇活動の主体は、老人である。彼らには、主な生産活動から退き、時間的余裕が生じたため、日レベルの余暇活動に費やす時間があるわけである。その活動の中心は、前述した本豊田地区内でのクロッカーである。

### 4) 受療圏

本豊田地区の住民は、風邪などの軽い病気の治療には石下町内の医院を利用する。また、歯科、産婦人科の利用についても同様のことがいえる。通院の際の交通手段には、自転車、もしくは自動車がいられる。多目的行動の一環として通勤や通学、買物といった行動のついでに通院する場合が多くみられる。この際に通院先の選択条件は、普段の行動経路上に存在するという点である。そのため、同一の世帯内においても、年齢、就業状況によって、異なる医院を利用することがある。かかりつけの医院の場合、一度選択したら、変更することは少ない。入院・手術の必要な病気の場合には、水海道市、下妻市、取手市、小山市



といった都市の病院を利用していた。1980年代に入ると学園都市に総合病院ができ、これらも利用先となった。以上のことより、受療圏を通院圏と入院圏とに識別することができる<sup>50)</sup>。近年、石下町内に新しく医院ができたり、周辺市町村に総合病院ができたりしたが、このことは受療圏の範囲の変化には影響を与えておらず、むしろ、自動車の普及と結びついて、住民の選択の幅を広げたと見える。

### VI-3 生活行動の事例

ここで取りあげる A 農家と B 農家と D 農家は、いずれも農業経営の分析の際に説明した農家と同じである。

#### 1) 水稲作受託農家

A 農家の家族構成は、老夫婦、世帯主夫婦とその子供 2 人の 6 人である。この A 農家では、ワゴン車 1 台、乗用車 1 台、軽トラック 1 台を所有している。主に世帯主がワゴン車を、老夫婦の夫が軽トラックを、世帯主の妻が乗用車を使用している。この A 農家における普段の農作業の担い手は、主に老夫婦である。稲の植え付けや収穫時期には、家族全員が農作業に従事する。世帯主は、現在、学園都市において建設業の臨時雇に従事している。農作業と両立できるという点からこの職業を選択したという。1975 年頃までは東京まで電車を利用して通勤していた。学園都市において建設ラッシュが始まってからは、学園都市に勤務するようになった。一方、世帯主の妻は、自宅でハンドバッグ縫製の内職をしている。完成品と材料は、下妻市の業者によって集配される。また、2 人の子供は、それぞれ下妻市と石下町の高校に通学している。

次に、家族の 1 日の行動についてみると。老夫婦は、午前 8 時から 12 時頃までと午後 2 時から 5 時頃まで農作業に従事する。主に徒歩か自転車で耕地に出かける。農作業の内容は、耕地の除草と水田の水管理である。世帯主は、午前 7 時に自動車で出勤し、午後 6 時ごろに帰宅する。日曜、祭日には午前 9 時から農作業に従事する。世帯主

の妻は、日曜日を含めて家事を終える午前 8 時 30 分から夕食の準備をはじめる午後 5 時 30 分まで内職をしている。そして、週 2、3 回午後、内職の合間に自動車です下町の中心部にあるスーパーへ食料品の買物に行く。

このように、老夫婦の行動は、本豊田地区内に、世帯主の妻も買物時以外には自宅付近に限られている。それに対して、世帯主の行動圏は、学園都市にまで及んでいる。

#### 2) 水稲作委託農家

B 農家の家族構成は、世帯主夫婦と父と子供 2 人である。この B 農家には、世帯主用の軽トラックと妻用の乗用車とライトバンが 1 台ずつある。この B 農家では、農作業を委託しているため、世帯主と父は、農業に従事していない。世帯主の妻だけが、畑で自家用の野菜を栽培している。

世帯主は、つくば市豊里地区の自動車修理工場に勤めており、午前 7 時に出勤し、午後 9 時に帰宅する。妻は、朝の家事を終えた後、午前中、畑で農作業する。そして、午後には、週 2、3 回の頻度で石下町の中心部にあるスーパーマーケットに自動車を買物に行く。父は、1 日中庭で植木の世話をしている。

B 農家の日レベルの生活行動圏を見ると、世帯主は自宅と勤務先、妻は自宅と畑、買物先との往復という単純ものになっている。さらに、父の行動圏は、自宅付近に限られ、最も狭いものとなっている。

#### 3) ミツバ栽培農家

D 農家の家族構成は、世帯主夫婦、その兄夫婦、後継ぎ夫婦と後継ぎ夫婦の子供 3 人の 9 人家族である。この D 農家では、乗用車 1 台、軽自動車 2 台、軽トラック 1 台、トラック 1 台の計 5 台の自動車を保有している。世帯主の兄が乗用車を、世帯主が軽トラックとトラックを、後継ぎが軽自動車と軽トラックを、後継ぎの妻が軽自動車を使用する。稲の植え付けと収穫時期以外の主な農作業は、ミツバの植え付け、収穫、出荷である。この作業には、主に世帯主の兄夫婦と後継ぎ夫婦が従事している。また、世帯主は畑で自家用の野菜を

作り、妻は玩具製造の内職をしている。

世帯主の兄夫婦は、午前6時からミツバの出荷作業に従事する。道路を挟んで自宅の向かいにある作業場で機械を使ってミツバを束にしていく。これを午前中いっぱい行ない、午後には、クロッカーをしに行くが、週1回、自動車で石下町の中心部にあるスーパーマーケットに買物に行くことになっている。また、妻は、一家の家事も任されている。世帯主は、午前6時から畑のほうに出て、午後4時頃まで野菜づくりに従事する。また、週2回、妻の内職の完成品を納めに、自動車で三和町までいき、同時に材料を取ってくる。妻は、午前8時から午後5時まで内職をしている。後継ぎ夫婦の夫は、午前8時から昼まで自宅から約1km離れたビニールハウスでミツバの収穫を行なう。そして午後には、作業場で箱詰め作業をして、農協に出荷する。1日の出荷量は、1ケース10束の箱を50～60ケースである。妻は、午前9時から昼まで作業場でミツバの束を袋詰めにする。午後3時から6時までは、ビニールハウスでミツバの植え付けをする。以上のように、ミツバ栽培に関する作業は各自に分担されており、また、ハウスでの栽培のため1年中出荷が可能である。

このD農家の生活行動圏は、石下町内ではほぼ完結する。このうち、後継ぎの行動パターンが、最も複雑なものになっている。また、世帯主の兄夫婦と後継ぎ夫婦の生活行動は、ミツバ栽培中心であり、世帯主夫婦を含めて家族が自宅もしくは、作業場で一緒にいる機会が多くなっている。

本豊田地区における生活組織と生活行動にみられる近年の変化は、都市化の影響と学園都市の建設、そして自動車の普及による結果と考えられる。前二者は、周辺地域における就業機会を増大させ、自動車の普及は、それらの地域への通勤の便を向上させることになった。また、稲作中心の農業への移行と米の減反政策は、家庭内に余剰労働力を生み、農家は、その余剰労働力を生かして、より安定した収入を得ようとした。そのため、農家の通勤兼業化が進展し、生活基盤が農業から他の就業に移ることになった。それに伴って若・中

年層では、農業への意欲も徐々に低下し、生活組織への参加意識も薄れてきた。さらに、兼業によって彼らの時間的余裕が少なくなったこともあって、青年会などの生活組織への参加が減り、それらの活動が不活発になってきた。しかし、一方で、主な生産活動から退いた老人には時間的余裕が生じ、彼らは、老人会で余暇活動を中心に活発な活動をしている。

また、通勤兼業化の進展は、労働圏と労働時間を安定化させた。この労働時間の安定化は、他の生活行動の時間配分に大きく影響してくる。世帯主は、休日には農作業に従事するため、余暇活動にあてる時間が減少し、家族単位で外出する機会も少なくなる。また、主婦のなかには、世帯主のかわりに平日に農作業に従事するため、買物にあてる時間の減るという現象がみられる。しかし、都市化に伴う周辺地域における新しい商業施設の立地と自動車の普及は、住民の買物圏を拡大させ、購入先の選択範囲を広げた。余暇活動についてみると、就業者の時間的制約から家族単位では、その頻度が少なくなっている一方、老人や子供といった非就業者では、その範囲は広くないものの、活発に行なわれている。受療圏に関しては、新しい医療施設の立地したことでの変化はみられないが、住民の選択の幅が広がったといえる。

## Ⅶ むすび

この報告は急速に変化する現代の稲作農村の実態と性格を探るために、茨城県南西部に位置する石下町本豊田地区の生活形態について考察した。分析にあたって研究対象地域の位置や自然的・人文的環境に村落がどのように関わっているかに着目し、農業的土地基盤整備の過程、土地利用と景観、経済活動の変遷と実態、そして生活組織と生活行動の側面から考察した。

まず、石下町全体の農業の動向を農業センサス資料から明らかにした。石下町の農業の変遷過程は1975年を境にそれ以前と以後に分けることができ、第2種兼業農家が増加した1975年以降を兼業深化期と呼ぶことにした。そしてそれ以前を

さらに、1965年以前の伝統的農業期、以後の稲作拡大期に分けた。また、1985年の専・兼業別農家数、農家人口、農業機械の所有状況を指標に石下町の農業の地域差を検討した結果、鬼怒川と小貝川の沖積低地に広がる稲作単作兼業農業地域、洪積台地上の野菜作専門的農業地域に分けることができた。本豊田地区は前者に属する。

本豊田地区は古くから開かれ、11世紀中頃にはすでに豊田氏の所領となっており、この開拓領主の手によって低湿地の開拓が進められた。しかし、鬼怒川と小貝川の間に広がっていた豊田谷原の開発が本格的に進められたのは鬼怒川と小貝川が完全分離され、江連用水やその前身の四箇用水、そして排水路の八間堀悪水が整備されてからであった。

明治期以降の農業的土地基盤の整備としては、まず耕地整理事業があげられ、石下町外六ヶ村耕地整理として1907年(明治40)に完成し、用排水路や農道の整備、乾田化がはかられた。これ以降水田二毛作が可能になった。この後八間堀川や江連用水の改修や揚水機場の設置が行なわれたが、本豊田地区の農業の内容を大きく変えたのが、1966年の中城地区の陸田化事業と個人による畑地の陸田化であった。これを境に本豊田地区の水稲単作化が進んだ。そして、1974年から1975年にかけて実施された圃場整備事業によって、個々の圃場が30a区画標準に再編され、農業の省力化を実現する基盤ができあがった。自然の土地に多くの労働力と資本と時間を投入して、現在のような整備された農地ができあがった。

次に、本豊田地区の土地利用および景観を分析した。本豊田地区は、小貝川の自然堤防上に立地した集落であり、その村落領域は、後背湿地と堤外地に広がっている。このような地形条件を反映した土地利用秩序が形成されている。上述したような土地基盤整備の結果として、後背湿地には整然と配置された圃場が広がり、集落から南南東の方向に伸びる自然堤防上にも陸田が整然と配置されている。自然堤防の微高地の最も高い部分には家屋群が立地している。水害の危険性が集落の外

延的な拡大を妨げているためか、限られたスペースに農家が並び、その密度は、農業集落としてはかなり高い。また、集落の周辺には、家庭菜園や畜舎が分布している。自然堤防上のその他の部分や堤外地でも、かなりの部分で陸田が造成された。1975年以降の米の生産調整の影響で、陸田では小麦などが栽培されるようになってきている。

1960年頃までの本豊田地区では、水稲作を中心に、畑での麦類といも類、豆類の二毛作、および養蚕を組合せる農業が経済活動の中心であった。1960年代初頭にはそれまでの麦作との二毛作を行っていた水田が単作化され、畑へ陸稲が作付されるようになった。やがて畑は陸田化され、稲作が拡大した。それに伴って、この時期には畑作や養蚕は衰退したが、新たな現金収入源として養豚が導入された。しかし、各農家で養豚が行なわれたのは1960年代の初頭までで、その後は多頭飼育を行う大規模経営農家のみが残った。

1970年以降、兼業農家、とりわけ第2種兼業農家の割合は急速に増加した。本豊田地区の農家は省力化が進んだ水稲作に専門化し、それによって余った時間を利用し、また安定した収入を求めて、世帯主世代は日雇いあるいは時間的に拘束の少ない労務に就業するようになった。さらに、後継ぎ世代は学業を終えた時点で近在の近年操業を開始した工場などに通勤するようになった。こうして、本豊田地区では現在、兼業中心の農家が大多数を占めている。このように、兼業化が浸透している状況のもとで、経営規模が小さい、あるいは農業機械の更新を控えるなどの理由で、農作業の委託が広く行なわれている。これらの作業を受託しているのは、比較的大規模の農業経営で大型の農業機械を所有するような農家である。しかしながら、借地などで水稲作の規模拡大をはかり、積極的に自立型の農業経営を目指す農家は出現していない。その中で、先端的な技術であるミツバの水耕栽培を導入し自立型農業経営を達成している農家が存在することは注目に値する。

最後に、本豊田地区の生活組織と生活行動を考察した。本豊田地区では、地縁的な結びつきが強

く、自治会等の生活組織の末端となる班は、冠婚葬祭の際の互助組織としても機能している。通勤兼業化の進展によって、それまで生活組織の活動の中心であった若・中年層は、時間的余裕の減少から、活動に参加する機会を失ってきた。一方、高齢層は生産活動から退き、余暇活動を中心に老人会活動に積極的に参加している。さらに、本豊田地区の生活行動圏をみると、労働圏は、就業機会の増加と自動車の普及によって拡大した。また買物圏についても、自動車の普及の結果、新しい店舗の立地ともあわせて拡大し、購入先の選択範囲が広がった。余暇圏は、年レベル、月・週レベル、日レベルごとにその主体と範囲によって異なっている。受療圏もまた、通院圏は石下町内に、入院圏は周辺の都市にと、分かれている。

以上のように、石下町本豊田地区の生活形態とその変容についていくつかの観点から考察してきた。とくに1970年代以降の変容の過程は、水利組合や水害予防組合を媒介とした旧豊田郡といった、あるいは旧豊田村・本豊田村といった、伝統的な地域的まとまりが薄れ、代わって、就業行動・購買行動等を媒介としたつくば市その他周辺市町村との結合関係が重要性を増してくる過程であった。このような地域再編の過程は、次のような段階で進行した。

第1に、高度成長期に潜在的な過剰労働力が生じたことであった。本豊田地区では、稲作およびその裏作としての麦作、また自然堤防上を利用し

た畑作・桑栽培が伝統的に行なわれてきた。しかし、戦後の経済成長の過程で、麦類や桑の経済的価値が著しく低下し、それに代わる商業的作物の栽培が模索されるようになった。ところが、土地条件・経営規模から野菜等の生産は定着せず、結局は水稻生産に純化していった。こうして、圃場整備と水稻単一生産による省力化は、潜在的に過剰な労働力を生じさせた。

第2に、1970年代に入って、東京大都市圏、とりわけ京浜工業地帯の生産体系の空間的拡大、また、第3次産業の拡充などによる雇用機会の増大、およびその波及効果としての建設活動の活発化などによって、かかる過剰労働力が吸収されることとなり、兼業化は急速に進展した。このような過程の中で、土地利用は絶えず変化していくとともに、就業行動を中心とした生活空間の広域化は、自地区内での若年および中・壮年の昼間人口の空洞化をきたし、村落の生産・生活組織の機能の弱体化を惹起した。

農産物の市場メカニズムや、工業部門における拡大再生産の空間的展開など、社会経済環境の変化と、自然堤防・後背湿地といった本豊田地区が内在的に有してきた自然条件・空間的制約との相互作用の中で、今日あるような生活形態が作り上げられてきた。したがって、上にみえてきた性格は、大都市圏において同じような自然条件を有する稲作農村にとって、ある程度共通なものと考えることができる。

本稿を作成するにあたり石下町役場、石下町民俗資料館、江連用水土地改良区、八間堀川沿岸土地改良区、石下町農業協同組合の方々に御協力いただきました。現地調査に際しましては、本豊田地区の多くの方々のお世話になりました。記して感謝申し上げます。なお、調査にあたって平成元年度文部省科学研究費総合研究(A)『わが国における交通システムと地域システムの関係に関する地理学的研究』(研究代表者: 筑波大学地球科学系 奥野隆史, 課題番号(63301096))の一部を使用した。

〔注および参考文献〕

- 1) 山本正三・田林 明(1987): 日本の農村空間区分. 人文地理学研究, XI, 197 ~ 225.
- 2) 山本正三・斎藤 功・田林 明(1987): 関東地方の農村空間区分とその特徴. 山本正三・北林吉弘・

- 田林 明編『日本の農村空間』古今書院, 78～95.
- 3) 武藤三雄他 (1959): 関東東山における農業生産構造の地域的特質と地域区分に関する研究. 関東東山農業試験場研究報告, 14, 1～263.
  - 4) 尾留川正平 (1970): 関東平野の土地利用, 浅香幸雄編『日本地誌ゼミナール関東地方』大明堂, 64～79.
  - 5) 農林水産省関東農政局 (1985): 『昭和 58 年度関東農業情報報告, 第 II 部 関東地域における水稲生産の動向と課題』48～52.
  - 6) 石下町史編さん委員会 (1988): 『石下町史』石下町, 21～28.
  - 7) 石下町史編さん委員会 (1988): 前掲 6), 165～170.
  - 8) 新澤嘉芽統 (1955): 『農業水利論』東京大学出版会, 359～364.
  - 9) 飯島利七編 (1927): 『江連用水誌前編』江連用水普通水利組合, 242～238.
  - 10) 石下町史編さん委員会 (1988): 前掲 6), 40, 5～410.
  - 11) 飯島利七編 (1928): 『江連用水誌後編』476～478, 561～565.
  - 12) その際に権益をめぐる村落の間で争いになることもあり, 本豊田地区が関係するものとしては面積 11 町歩余りの妙見沼をめぐる争論が新石下村との間におき, 勘定奉行の裁断で両者の入会地となった。
  - 13) 今村奈良臣他 (1977): 『土地改良百年史』平凡社, 72～79.
  - 14) 石下町史編さん委員会 (1988): 前掲 6), 772～773.
  - 15) 茨城県立歴史館 (1987): 『茨城県史料近代産業編 III』茨城県, 269～274.
  - 16) 茨城県史編さん総合部会 (1975): 『茨城県史市町村編 II』茨城県, 626～651.
  - 17) 飯島利七編 (1928): 前掲 11), 753～801.
  - 18) 石下町史編さん委員会 (1988): 前掲 6), 853～862.
  - 19) 関東農政局鬼怒川南部農業水利事務所 (1976): 『国営鬼怒川南部農業水利事業史』公共事業通信社, 217 ページ.
  - 20) 石井英也・山本正三 (1987): 関東地方における陸田の意義－茨城県鉾田町を事例として－. 人文地理学研究, 11, 1～19.
  - 21) 茨城県 (1982): 『土地分類基本調査・土浦』茨城県, 31.
  - 22) 茨城県 (1984): 『土地分類基本調査・水海道』茨城県, 25～26.
  - 23) 陸田という語の定義について, 村本達郎は「第 2 次世界大戦後, 日本で畑から転換した水田のうち, 暫定的な方法で灌漑用水をとるもの」とした上で, 「動力あるいは電力によって灌漑用水を得る転換水田に限って陸田と呼ぶ」と付け加えている。また, 籠瀬良明は, 「税務上は畑, 土地利用では臨時に水田に転用した畑である」と定義している。村本達郎 (1989): 陸田, 日本地誌研究所編『地理学辞典改訂版』二宮書店, 679. 籠瀬良明 (1975): 『自然堤防－河岸平野の事例研究』古今書院, 153.
  - 24) 茨城県における田の字型の民家間取りについては, 出島村や波崎町舎利地区の例がすでに報告されている。いずれの報告でも, 近世末期以降, それまで支配的であった広間型に代わって建てられるようになった, としている。なお, 本豊田地区では, 広間型の民家の存在は確認できていない。山下清海・黎 経富・工藤泰子 (1982): 出島村における伝統的家屋景観の変容. 地域調査報告, 4, 30～31. 田林 明ほか (1986): 波崎町舎利地区における生活形態とその変容. 地域調査報告, 8, 103～104.
  - 25) 飯島利七編 (1927): 前掲 9), 701. なお, 川幅の値は文政年間 (1818～1830) の記録に基づいている。
  - 26) 飯島利七編 (1927): 前掲 9), 703～704. やはり, 文政年間の記録である。
  - 27) 大谷恒彦編 (1985): 『八間堀川沿岸土地改良区史・水と闘う』八間堀川沿岸土地改良区, 50.
  - 28) 串田全男 (1978): 『上郷史資料考』上郷史資料考刊行会, 281.
  - 29) 茨城県史編纂総合部会 (1975): 前掲 15), 605～608.
  - 30) 茨城県史編纂総合部会 (1975): 前掲 15), 281.
  - 31) 茨城県史編纂会 (1969): 『茨城県史料 近代産業編 I』409～427.

- 32) 石下町民俗資料館所蔵「豊田村事蹟簿」大正3年度～大正5年度，同大正15年度～昭和2年度。以下「事蹟簿」と略称する。
- 33) 茨城県農業史研究会（1964）：『茨城県農業史第1巻』237～246。
- 34) 「事蹟簿」によれば，1926年の旧豊田村には小作農家が114戸あった。また，自作兼小作農家が156戸あり，これらを合計すると全農家数の約80％に達した。
- 35) 玉村（1936）：「玉村郷土誌」。
- 36) 内山幸久・上野健一（1980）：出島村における養豚業の展開，霞ヶ浦地域研究報告，2，69～83。
- 37) 山本正三他 編（1987）：前掲2），83～84。
- 38) 1989年の小麦の転作奨励金は10aあたり2万円であった。また，連続した広い面積を小麦の栽培にあてる団地化にも助成金が付与されており，陸田への小麦の栽培が増加したひとつの要因となった。
- 39) 石下町農協のライスセンターでは米，麦の乾燥，調整，検定を行った後，農協に供出する。刈取りをライスセンターに委託する場合は，農家組合長を通じて農協に申し込む。刈取りは農協の「大型機械利用組合」加入者が担当する。
- 40) 石下町の専業農家率が10.2%，第1種兼業農家率が15.2%，第2種兼業農家率が74.7％であることから，本地区は石下町の中でも兼業化が進んだ地区であるといえる。
- 41) これは石下町の1戸当たりの平均経営耕地面積にはほぼ等しい値である。
- 42) その後養豚をやめた農家も存在する。
- 43) 1988年の石下町役場資料による。水田と陸田では配分比率が異なるが，どの圃場を転作するかは個々の農家の任意であり，単に目標を達成すればよい。そこで，多くの農家が陸田を転作に充てている。
- 44) 石下町農業協同組合資料による。
- 45) ライスセンターへの刈取り，乾燥・調整の委託の希望は農家組合長がとりまとめて農協に提出し，刈取り作業は石下町内の小麦刈取り組合7組織がこれを請け負って行う。刈取りの委託料は，1989年度で，10a当り13,500円であった。
- 46) 1989年の場合は，7月18・19日に，イモチ病およびモンガリ病対策として，ビームゾルとモンセレンフロアブルが，8月7・8日に，ツマグロヨコバイ，カメムシの害虫対策として，バイジット乳剤がヘリコプター5機を用いて石下町全町の田に散布された。
- 47) 水田農業確立対策助成補助金は，1989年度では，一般作物である小麦を作付けした場合，一般に基本額20,000円に地域営農加算額の10,000円を加えた30,000円が交付された。転作田が3ha以上の団地となっている場合は生産性向上加算額20,000円がこれに加えられる。
- 48) 農業就業人口とは，自家農業のみに従事したか，あるいは自家農業以外の仕事よりも自家農業に従事した日数が多い者をいう。さらに，自家農業に主に従事した世帯員のうち，ふだんの主な状態が仕事である者を基幹的農業従業者としている。
- 49) 農業統計では，世帯主とはその家の経済的責任者とされており，ここでもそれに準じている。ただし，高齢者のみの世帯で，高齢者を世帯主として他の農家と比較するのは不相当と考えられる場合は，これを親夫婦世代に入れた。また，世帯主は大部分の場合が男性であるが，一部，世帯主が女性であるものが存在するため，「世帯主」と「その妻」といった表現を避け，「世帯主世代」，「世帯主世代の男性（女性）」などの表現を用いた。「親夫婦世代」，「後継ぎ世代」についても同様である。
- 50) 手塚 章（1982）は，「自立型農家」を，①専業農家もしくは第1種兼業農家であること，②65歳未満の男子農業専従者が1人以上存在すること，③男子農業専従者の少なくとも1人は，延べ30日以上に渡る兼業副業に従事することがないこと，を条件として定義している。
- 手塚 章（1982）：茨城県出島村下大津における自立型農業経営の地域的性格，地理学評論，55，814～833。
- 51) 本豊田公民館は，1968年に完成したもので，老人会の会長がその管理をしている。1回の使用料は，500円で，自治会による使用の際には無料となる。
- 52) 集落毎に組織されている納税組合に毎月25日，町から住民税と固定資産税の切符が送付されてくる。その集金には，自治会の班長が担当することになっている。

- 53) 空俵検査とは、米を俵で出荷していた時期に、米の容量を統一させるため、毎年4月に受検組合長宅で行っていた俵の検査である。
- 54) 消防団では、入団してからの年数によって団員の序列を決めている。
- 55) 大日堂は、大日如来を本尊としており、本来仏教に関わるのものであるが、本豊田地区の住民は、他の神社と一緒にその氏子ということになっている。
- 56) 井田仁康・高橋伸夫・A. サマルカンディ (1985): 鉾田町農村部における住民の生活行動圏. 地域調査報告, 7, 173 ~ 184. 井田仁康・山下宗利・高橋伸夫 (1988): 茨城県波崎町波崎地区における住民の生活行動圏. 地域調査報告, 10, 41 ~ 57.